

第381回香川海区漁業調整委員会次第

日 時 令和3年7月28日(水)
10:00~12:00

場 所 高松市サンポート1番1号
高松港旅客ターミナルビル7階会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

(1) まだこ釣り漁業許可の公示について(諮問)

(2) まて突漁業許可の公示について(諮問)

(3) 第一種共同漁業等に係る海区漁場計画の作成について(諮問)

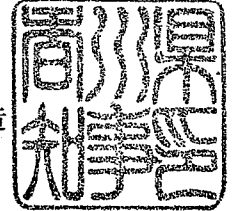
5 その他



香川海区漁業調整委員会

会長 北尾登史郎 様

香川県知事 浜田 恵 造



まだこ釣り漁業許可の公示について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置
別添資料のとおり
- 2 許可の条件
別添資料のとおり
- 3 許可の有効期間
許可日から令和4年12月31日
- 4 申請期間
令和3年7月29日

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
まだこ釣り漁業	東塩飽諸島地先海面	4月1日から 12月31日まで 但し、9月1日 から9月30日 までは休業期間 とする。	1	坂出市、与島、本島に漁業の根拠地を有する者

2 許可の条件

- (1) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
- (2) 地元同業者及びたこつばなわ漁業者と協調のうえ操業すること。
- (3) 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
- (4) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。

まだこ釣り漁業許可の公示について

1 趣旨

今般、与島漁協から、自組合員が平成 16 年 12 月 31 日まで受けていた許可を、別の組合員が引き継ぎ、新たにまだこ釣り漁業を営みたいとして、当該漁業許可の要望があった。

当該漁業許可は有効期間満了から 10 年以上経過した許可であるが、与島漁協に当該操業区域内で操業している現業者がおり、再度 1 統が参入しても、当該漁法の特性上、資源や周辺の漁業への影響は軽微であると考えられること、また問題があれば同漁協が責任をもって対処する旨の要望書が提出されていることから、漁業調整上問題がないものと認められるため、新たに許可の公示を行うもの。

2 許可の公示内容

裏面のとおり

3 今後のスケジュール

7 月 28 日 海区漁業調整委員会（公示内容の諮問）

→答申後、速やかに許可の公示

7 月 29 日 申請受付

7 月 30 日以降 許可証交付

許可の公示内容

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
まだこ釣り漁業	東塩飽諸島地先海面	4月1日から 12月31日まで 但し、9月1日 から9月30日 までは休業期間 とする。	1	坂出市、与島、本島に漁業の根拠地を有する者

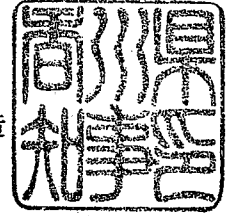
(参考) 許可の条件

- (1) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
- (2) 地元同業者及びたこつぼなわ漁業者と協調のうえ操業すること。
- (3) 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
- (4) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。

香川海区漁業調整委員会

会長 北尾登史郎 様

香川県知事 浜田恵造



さて突漁業許可の公示について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置
別添資料のとおり
- 2 許可の条件
別添資料のとおり
- 3 許可の有効期間
令和3年10月15日から令和6年5月15日
- 4 申請期間
令和3年7月29日～令和3年8月4日

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
またて突漁業	別紙のとおり	10月15日から 5月15日まで	1	丸亀市、多度津町に漁業の根拠地を有する者

2 許可の条件

- (1) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
- (2) 使用漁具は「もり」120本以内のこと。
- (3) 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
- (4) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。

また突漁業許可の公示について

1 趣旨

今般、多度津町漁協から、丸亀市漁協の組合員が平成30年5月15日まで受けていた許可を、自組合員が引き継ぎ、新たにまた突漁業を営みたいとして、当該漁業許可の要望があった。

当該漁業は多度津町漁協では新規の許可となるが、関係漁業者からの同意が得られていることから、漁業調整上問題がないものと認められるため、新たに許可の公示を行うもの。

2 許可の公示内容

裏面のとおり

3 今後のスケジュール

7月28日 海区漁業調整委員会（公示内容の諮問）

→答申後、速やかに許可の公示

7月29日～8月4日 申請受付

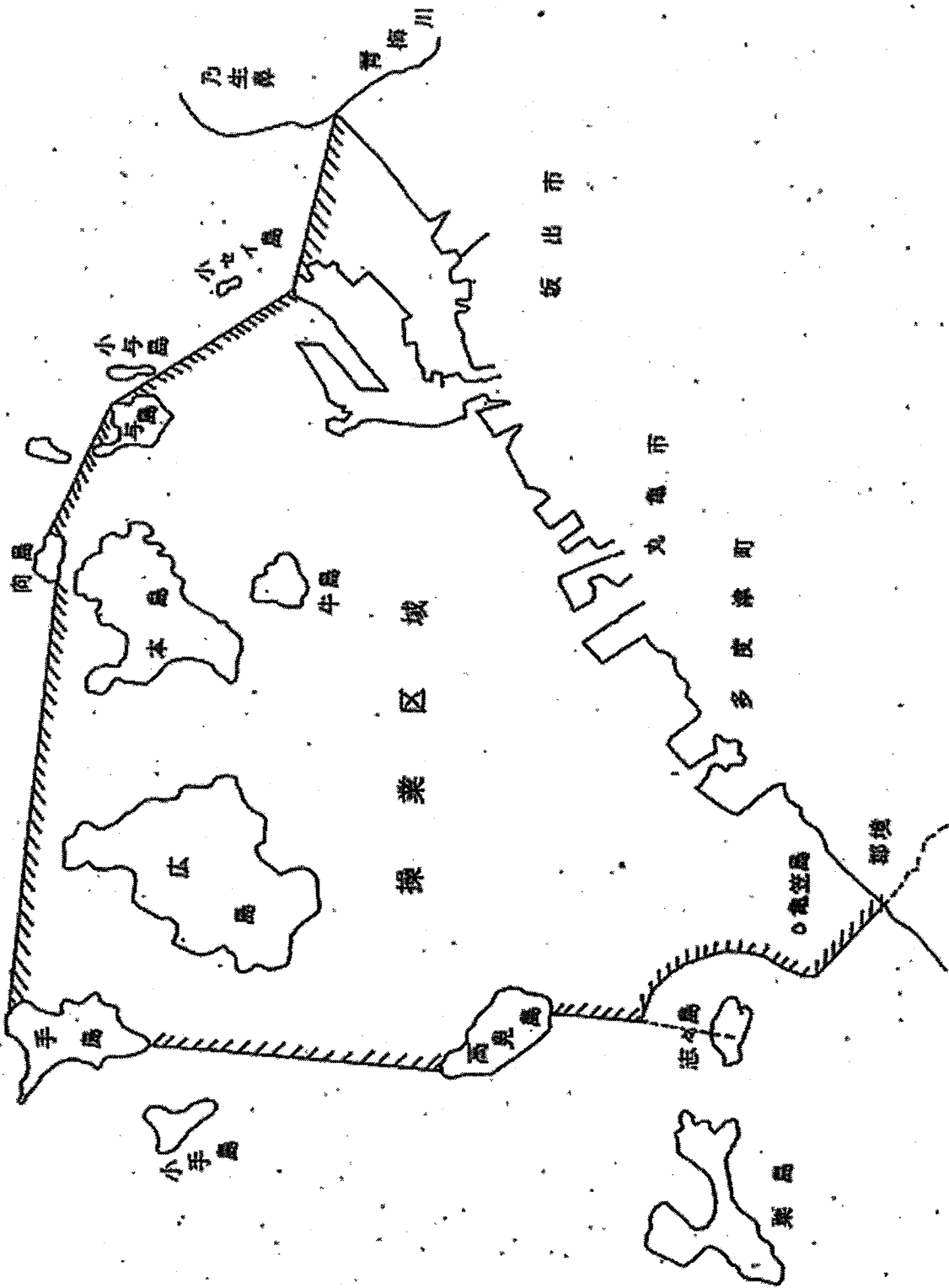
8月5日以降 許可証交付

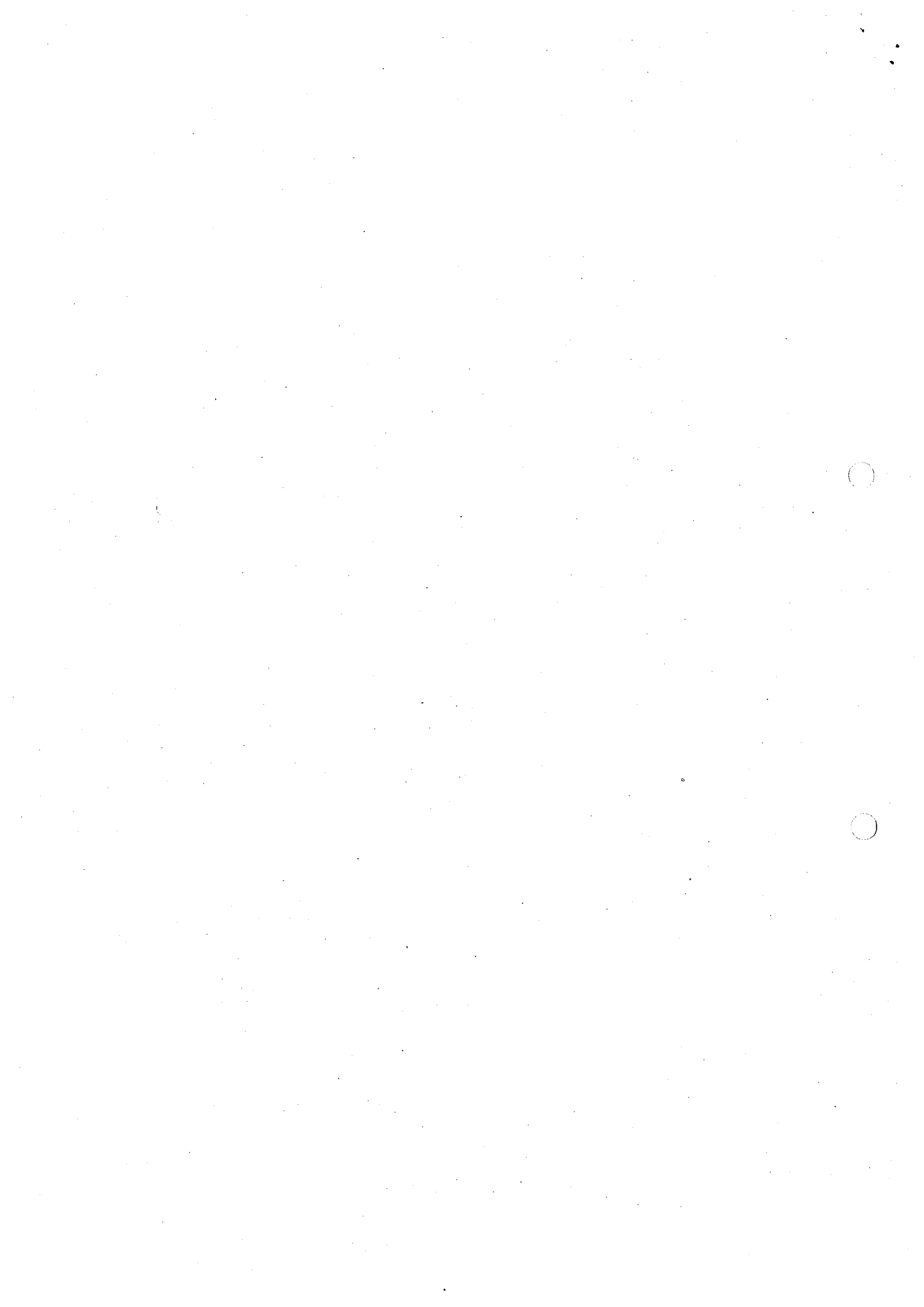
許可の公示内容

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
まて突漁業	別紙のとおり	10月15日から 5月15日まで	1	丸亀市、多度津町に漁業の根拠地を有する者

(参考) 許可の条件

- (1) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
- (2) 使用漁具は「もり」120本以内のこと。
- (3) 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
- (4) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。

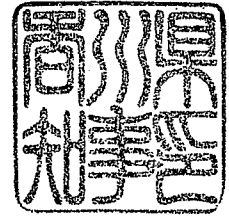




3 水産第 26841 号
令和 3 年 7 月 16 日

香川海区漁業調整委員会
会長 北尾 登史郎 様

香川県知事 浜 田 恵 造



海区漁場計画の作成について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第64条第4項及び第86条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 免許の内容となる事項

- (1) 漁場の位置及び区域
- (2) 漁業の種類
- (3) 漁業時期
- (4) 存続期間
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別(区画漁業権)
- (6) 関係地区

別添海区漁場計画のとおり

2 条 件

別添海区漁場計画のとおり

3 保全沿岸漁場について

な し

計画番号 共第152号 (もずく、あわび、さざえ、いわがき、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市馬宿、南野、坂元及び引田地先

イ 点の位置

基点A 香川県、徳島県境界

〃 B 竜王山東の窪

〃 C 犬もどり

〃 D 兵庫県淡路市江崎

点 イ BからA見通し線延長線上Aから200メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから200メートルのところ

〃 ハ 引田港小海川防波堤突端

〃 ニ 引田港防波堤1号突端

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAC間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、ハニの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種共同漁業

漁業の種類	漁業時期
もずく漁業	3月1日から6月30日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
いわがき漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和5年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 東かがわ市坂元、馬宿、南野、引田、黒羽、吉田、小海、川股

N
1:35,000

D. 兵庫県淡路市江崎

C
犬もどり

200m

200m

東かがわ市引田

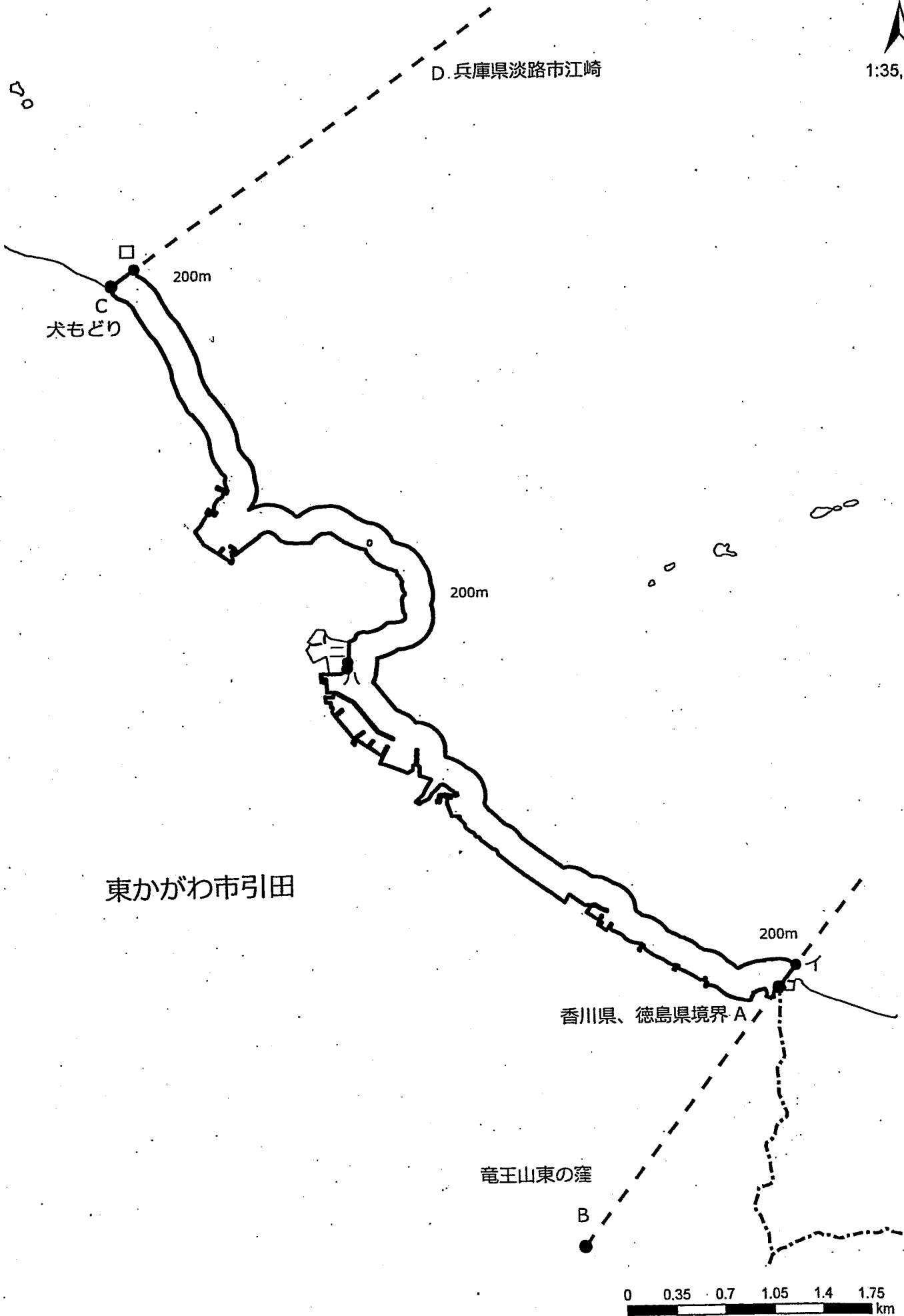
200m

香川県、徳島県境界 A

竜王山東の窪

B

0 0.35 0.7 1.05 1.4 1.75 km



計画番号 共第153号 (もずく、あわび、さざえ、いわがき、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市松島地先

イ 漁場の区域 松島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種共同漁業

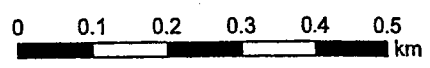
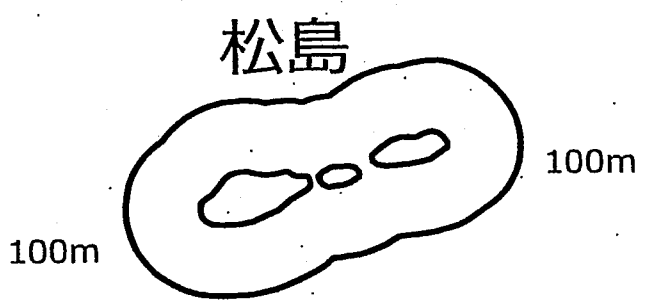
漁業の種類	漁業時期
もずく漁業	3月1日から6月30日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
いわがき漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和5年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 東かがわ市坂元、馬宿、南野、引田、黒羽、吉田、小海、川股



計画番号 共第154号 (もずく、あわび、さざえ、いわがき、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市通念島地先

イ 漁場の区域 通念島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種共同漁業

漁業の種類	漁業時期
もずく漁業	3月1日から6月30日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
いわがき漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和5年12月31日まで

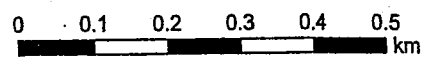
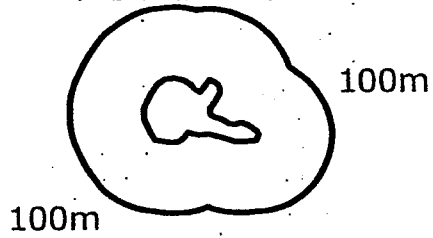
(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 東かがわ市坂元、馬宿、南野、引田、黒羽、吉田、小海、川股



通念島



計画番号 共第155号(もずく、あわび、さざえ、いわがき、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市毛無島地先

イ 漁場の区域 毛無島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種共同漁業

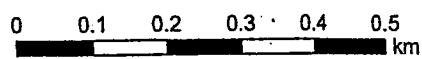
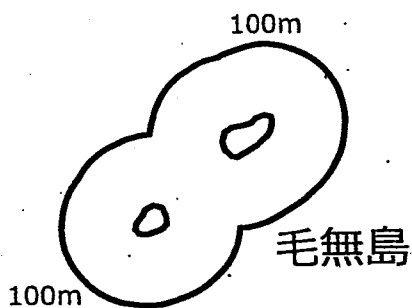
漁業の種類	漁業時期
もずく漁業	3月1日から6月30日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
いわがき漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和5年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 東かがわ市坂元、馬宿、南野、引田、黒羽、吉田、小海、川股



計画番号 共第156号（あわび、さざえ、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町土庄地先

イ 点の位置

基点A 土庄町湊崎、小豆島町蒲生境界

〃 B さぬき市小串崎北端

〃 C 畝木崎北端

〃 D 室崎南西端

〃 E 土庄町土庄戸形崎地先、百尋磯（北緯34度28分5.64秒、東経134度8分18.9秒）

〃 F 土庄町伝法川橋南西端から護岸沿い南へ150メートルのところ

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから200メートルのところ

〃 ハ Fから真方位45度の線と対岸の最大高潮時海岸線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロ、Fハの3直線とAC間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域並びに小豆（アズキ）島、弁天島、中余島、大余島周囲最大高潮時海岸線から沖出し200メートル以内の区域並びにEを中心に半径200メートル以内の区域。ただし、土庄東港岸壁、物揚場、浮棧橋沖出し25メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種共同漁業

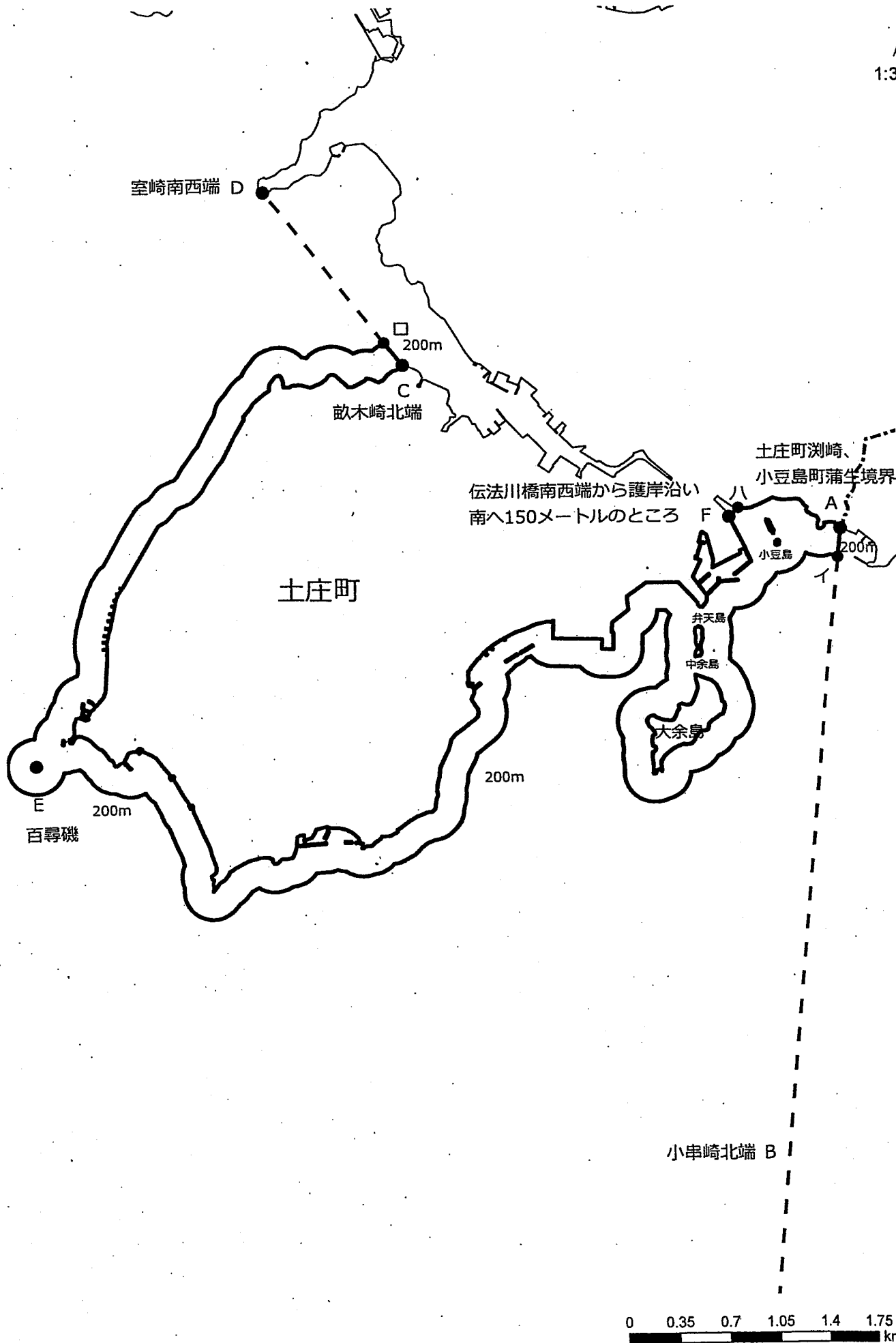
漁業の種類	漁業時期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和5年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町土庄



計画番号 共第157号（あわび、さざえ、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町アワラ島地先

イ 漁場の区域 アワラ島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種共同漁業

漁業の種類	漁業時期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

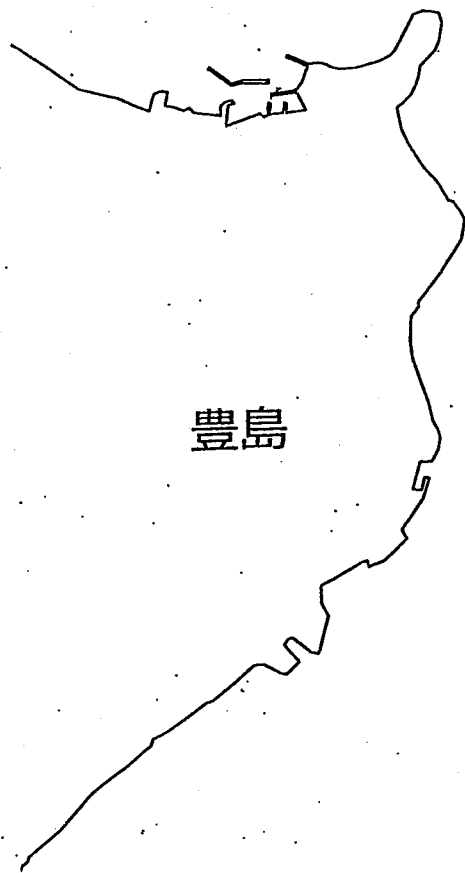
(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和5年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町土庄

N
1:20,000



100m



アワラ島

0 0.2 0.4 0.6 0.8 1 km

計画番号 共第158号 (わかめ、あわび、さざえ、あさり、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島家浦西地先

イ 点の位置

基点A 坊主ノ鼻

” B 高松市女木島西端

” C 甲崎

” D 直島町井島戸尻鼻

” E 土庄町豊島家浦甲崎地先、めおと岩 (北緯34度29分22秒、東経134度2分27秒)

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

” ロ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域: Aイ、Cロの2直線とAC間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域並びにEを中心に半径100メートル以内の区域。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種共同漁業

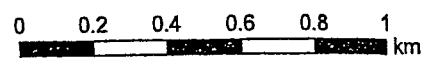
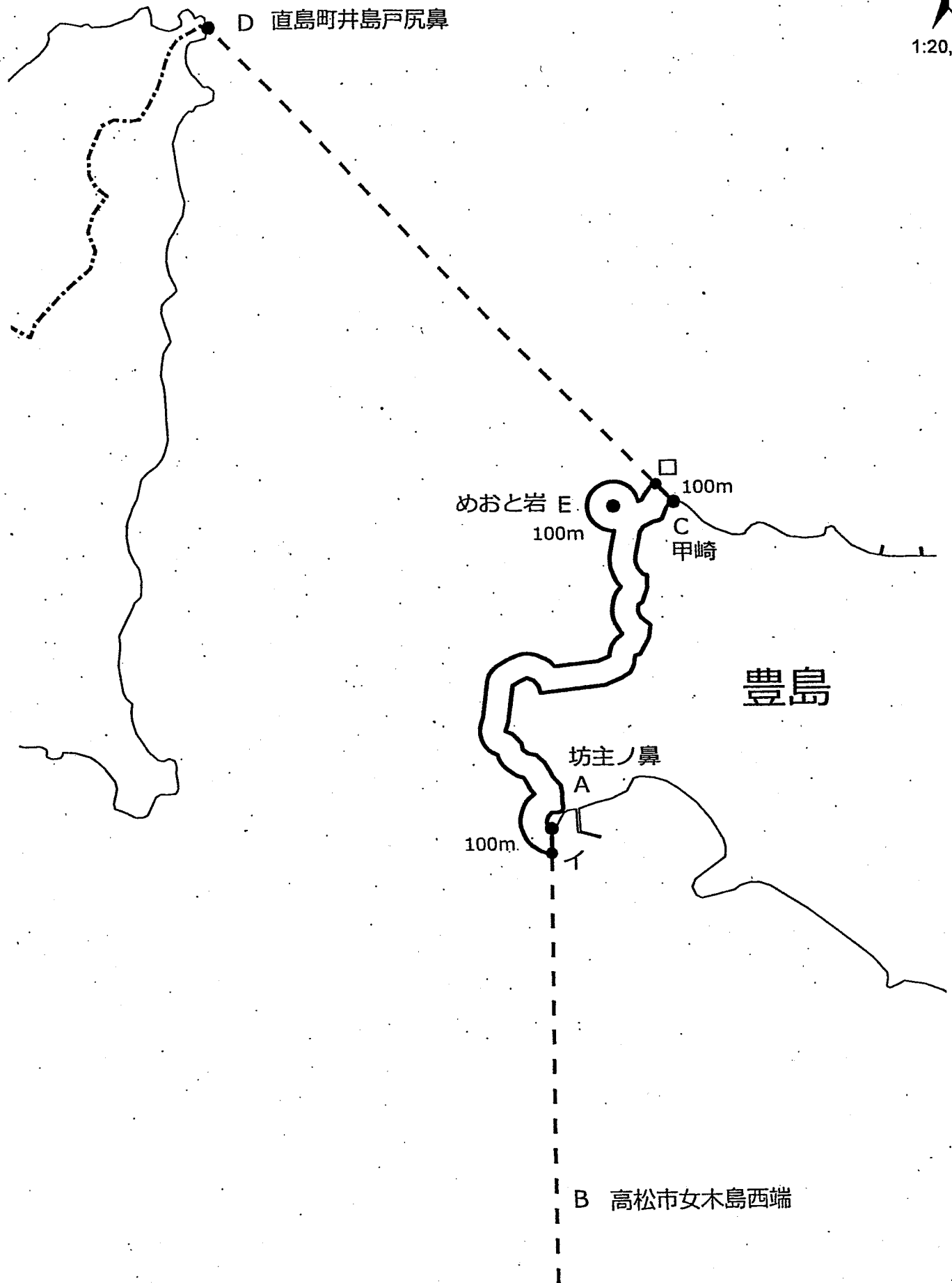
漁業の種類	漁業時期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
あさり漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和3年1月1日から令和5年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町豊島家浦



計画番号 共第159号(わかめ、あわび、さざえ、あさり、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町大部地先

イ 点の位置

基点A 土庄町小部、小豆島町吉田境界

// B 小豆島町星ヶ城高頂(817メートル)

// C 小部デガラモ鼻西端

// D 妙見崎北端

// E 旧大部村、北浦村境界

// F 岡山県瀬戸内市邑久町木島高頂

// G 大島西端

// H 大島東端

点 イ BからA見通し延長線上Aから200メートルのところ

// ロ DからF見通し線上Dから200メートルのところ

// ハ EからF見通し線上Eから200メートルのところ

// ニ 大部港西防波堤突端

// ホ 大部港1号防波堤突端

ウ 漁場の区域 Aイ、Eハ、CH、Gロの4直線と、AE間並びに大島周囲最大高潮時海岸線から沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、ニホの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、大部港フェリー棧橋部分、大部岸壁沖出し25メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種共同漁業

漁業の種類	漁業時期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
あさり漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和5年12月31日まで

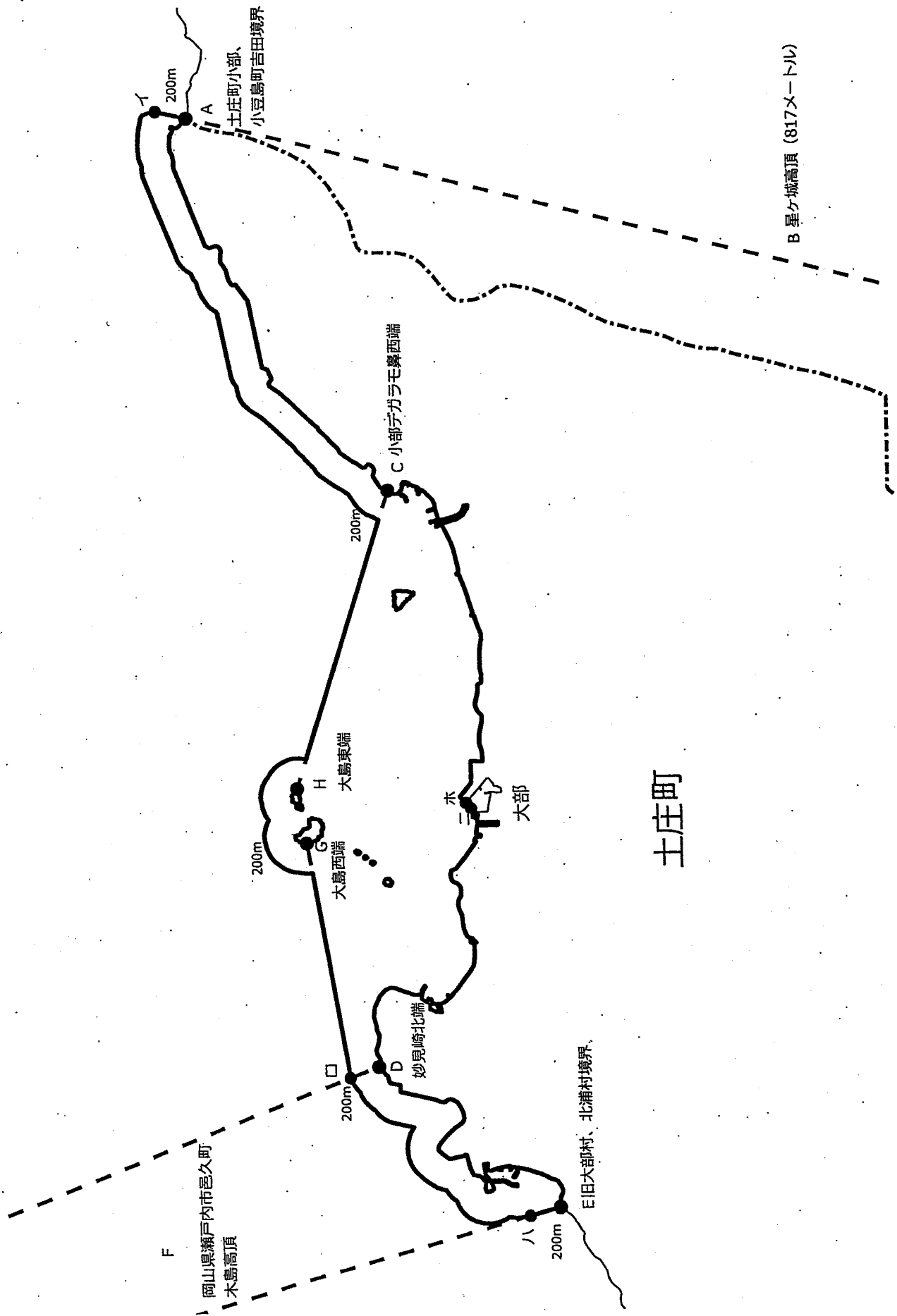
(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町大部



1:35,000



土庄町

計画番号 共第160号（わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町伊喜末・赤ゾワイ・小江・沖之島・葛島・長浜地先

イ 点の位置

基点A 湊崎、伊喜末境界(大谷川尻中央)

〃 B 畝木崎北端

〃 C ハヤ崎北端

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ Cから真方位0度200メートルのところ

〃 ハ 新開第1防波堤突端

〃 ニ 新開第2防波堤突端

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAB間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域並びに赤ゾワイ、沖之島、葛島周囲最大高潮時海岸線から沖出し200メートル以内の区域。ただし、ハニの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、沖之島架橋事業に係る小江－沖之島間の架橋橋脚部分及び埋立予定区域(埋立面積約800㎡)を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種共同漁業

漁業の種類	漁業時期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

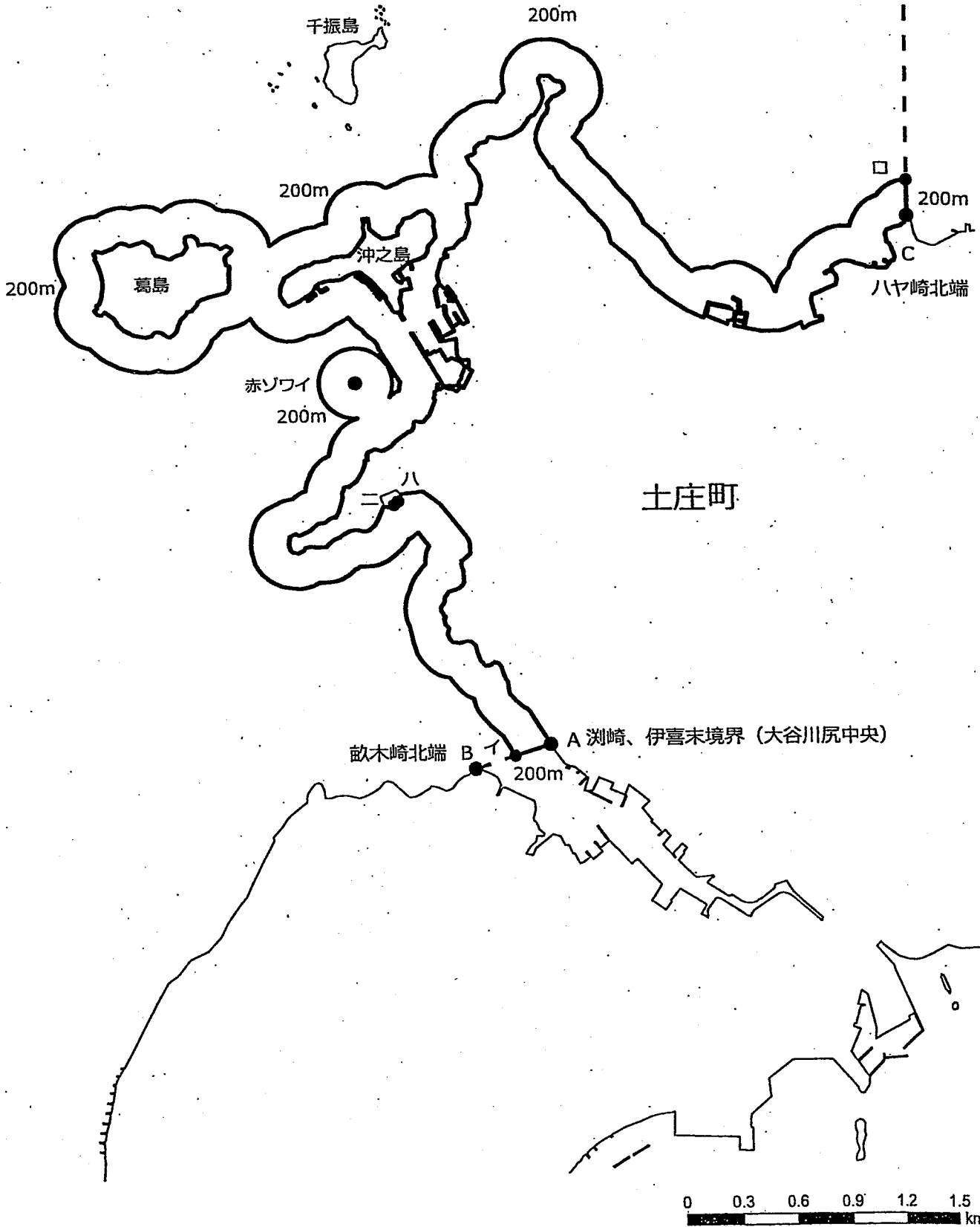
(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和5年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町伊喜末・小江・長浜・滝宮

N
1:30,000



計画番号 共第161号（わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町千振島・イチノソワイ・中ノソワイ・白石地先

イ 漁場の区域 千振島・イチノソワイ・中ノソワイ・白石周囲最大高潮時海岸線から沖出し200メートル以内の区域。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種共同漁業

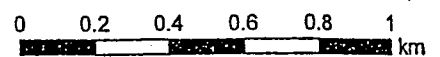
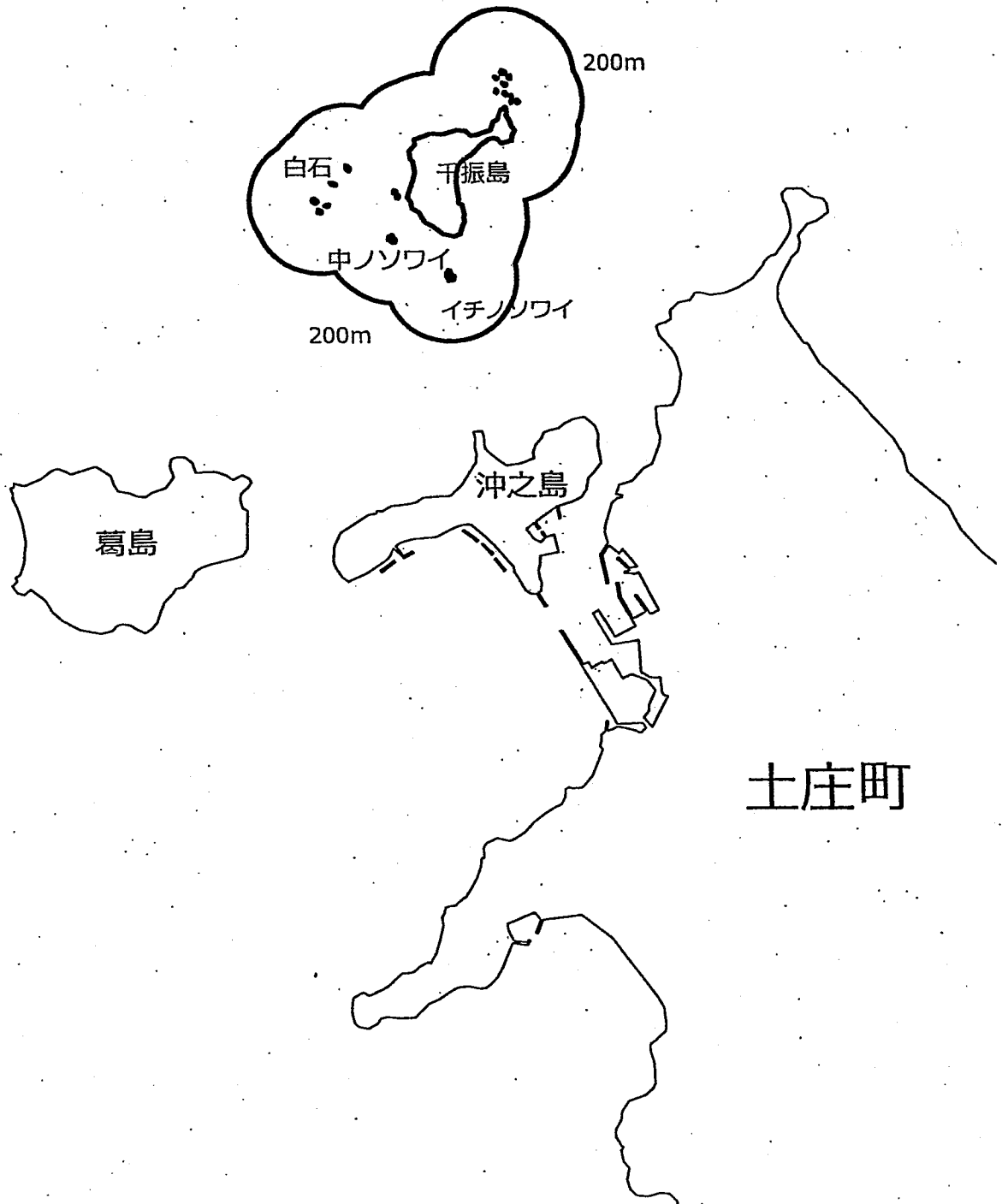
漁業の種類	漁業時期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和3年1月1日から令和5年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町伊喜末・小江・長浜



計画番号 共第162号 (わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町小豊島地先

イ 漁場の区域 小豊島周囲最大高潮時海岸線から沖出し200メートル以内の区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種共同漁業

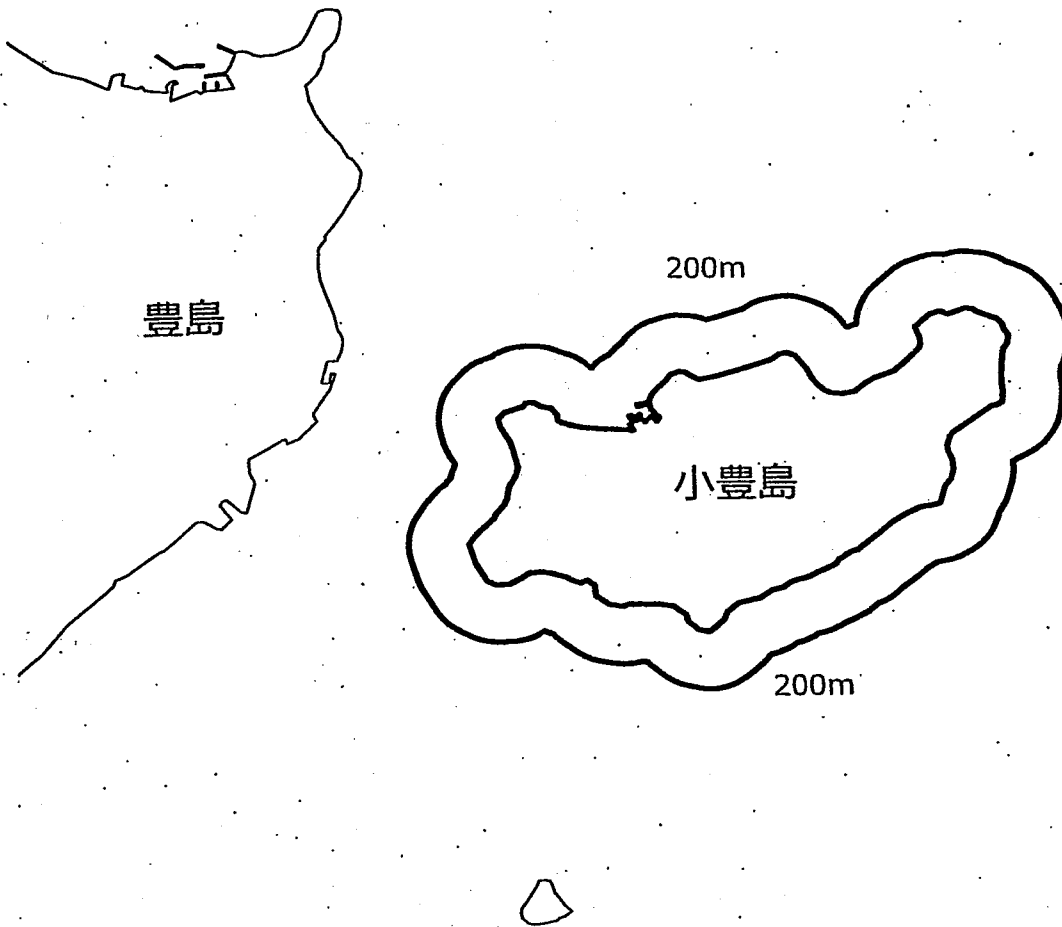
漁業の種類	漁業時期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和5年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 小豆郡土庄町伊喜末



計画番号 共第163号 (あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町室生・二面・蒲野・神浦・吉野・池田・蒲生地先

イ 点の位置

基点A 小豆島町蒲生、土庄町湊崎境界

〃 B 旧二生村、三都村池田湾側境界

〃 C 長者鼻

〃 D 崩鼻西端

〃 E 釈迦ヶ鼻

〃 F チョウシャノ鼻

〃 G 旧二生村、三都村東側境界

〃 H 小豆島町西村、二面境界

〃 I 土庄町大余島高頂

〃 J 土庄町豊島礼田崎

〃 K 高松市庵治町竹居観音崎

〃 L さぬき市大串崎

〃 M 大福部島南端

〃 N 権現鼻

〃 O 切谷北防波堤基部

〃 P さぬき市小串崎北端

点 イ AからP見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ BからI見通し線上Bから100メートルのところ

〃 ハ CからJ見通し線上Cから75メートルのところ

〃 ニ DからK見通し線上Dから50メートルのところ

〃 ホ EからL見通し線上Eから90メートルのところ

〃 ヘ FからM見通し線上Fから90メートルのところ

〃 ト GからN見通し線上Gから90メートルのところ

〃 チ HからO見通し線上Hから90メートルのところ

〃 リ 池田港西防波堤突端

〃 ヌ 池田大川西護岸突端

〃 ル 池田港池田岸壁南角

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ヘト、トチ、チHの8直線とEF間沖出し90メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、リヌの直線と最大高潮時海岸線及びリルの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種共同漁業

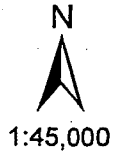
漁業の種類	漁業時期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和5年12月31日まで

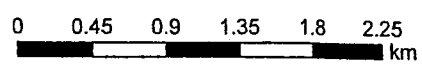
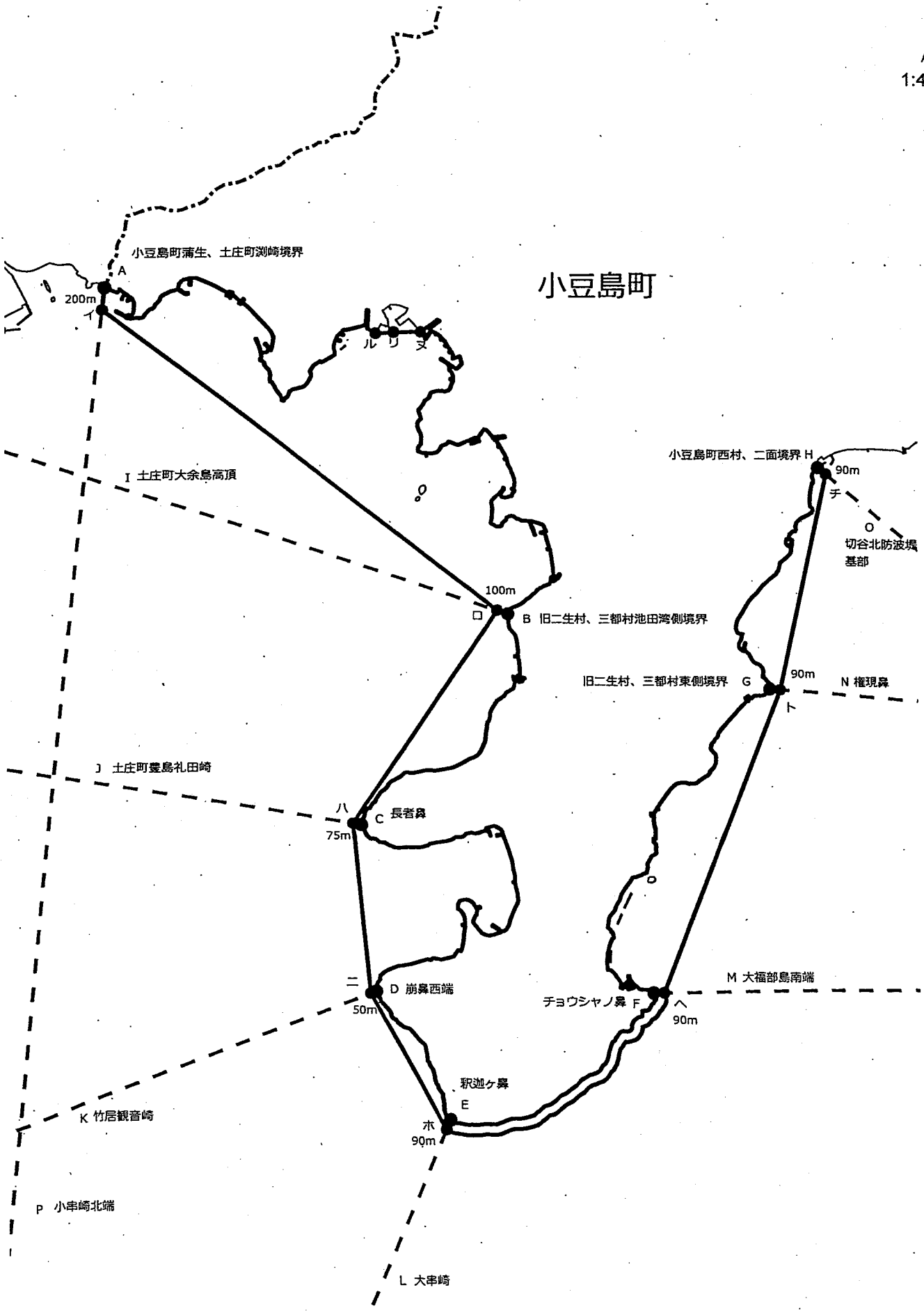
(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 小豆郡小豆島町室生・二面・蒲野・神浦・吉野・池田・蒲生



小豆島町



計画番号 共第164号 (わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市瀬居町地先

イ 点の位置

基点A 瀬居町東浦漁港本浦南防波堤東角 (旧本浦大石)

〃 B 相模坊

〃 C 中鼻東端

〃 D 乃生岬北端

〃 E 瀬居島北端

〃 F 北浦大石

〃 G 瀬居町西浦漁港1号防波堤基部

〃 H コスモ石油 (株) 坂出物流基地埋立地東護岸南角

〃 I コスモ石油 (株) 坂出物流基地埋立地東護岸北東角

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

〃 ハ EからD見通し線上Eから100メートルのところ

〃 ニ FからH見通し線上Fから100メートルのところ

〃 ホ GからI見通し線上Gから50メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ニホ、Gホの5直線とEF間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域並びにヒジリ岩周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種共同漁業

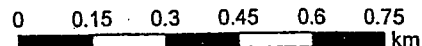
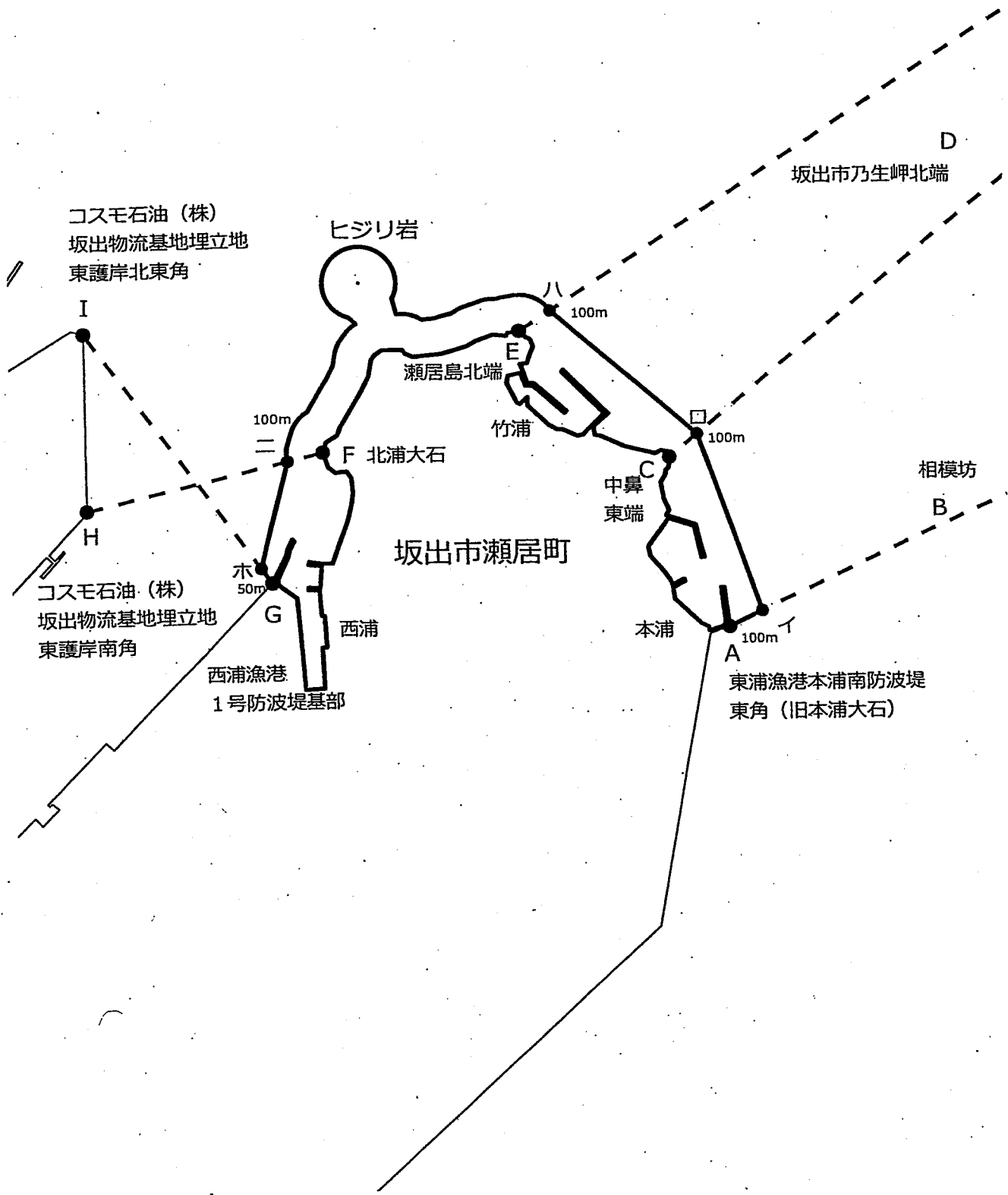
漁業の種類	漁業時期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和5年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石



計画番号 共第165号 (わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市沙弥島地先

イ 点の位置

基点A 番ノ州埋立地北西護岸北端から護岸沿い西へ450メートルのところ

〃 B 番ノ州埋立地北西護岸西角

〃 C 番ノ州埋立地西護岸北端基部から護岸沿い南へ150メートルのところ

〃 D 沙弥島北端

点 イ Aから護岸と直角に沖出し100メートルのところ

〃 ロ Bから番ノ州埋立地北西護岸と直角に沖出し100メートルのところ

〃 ハ Dからロ見通し線上Dから200メートルのところ

〃 ニ Cから護岸と直角に沖出し100メートルのところ

〃 ホ 番ノ州埋立地北西護岸北端から護岸沿い西へ740メートルのところ

〃 ヘ 番ノ州埋立地北西護岸北端から護岸沿い西へ760メートルのところ

〃 ト ホから番ノ州埋立地北西護岸と直角に沖出し100メートルのところ

〃 チ ヘから番ノ州埋立地北西護岸と直角に沖出し100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Cニ、ロハの3直線とAC間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域並びにDを中心に半径200メートル以内の区域。ただし、ホへ、へチ、チト、トホの4直線に囲まれた部分を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種共同漁業

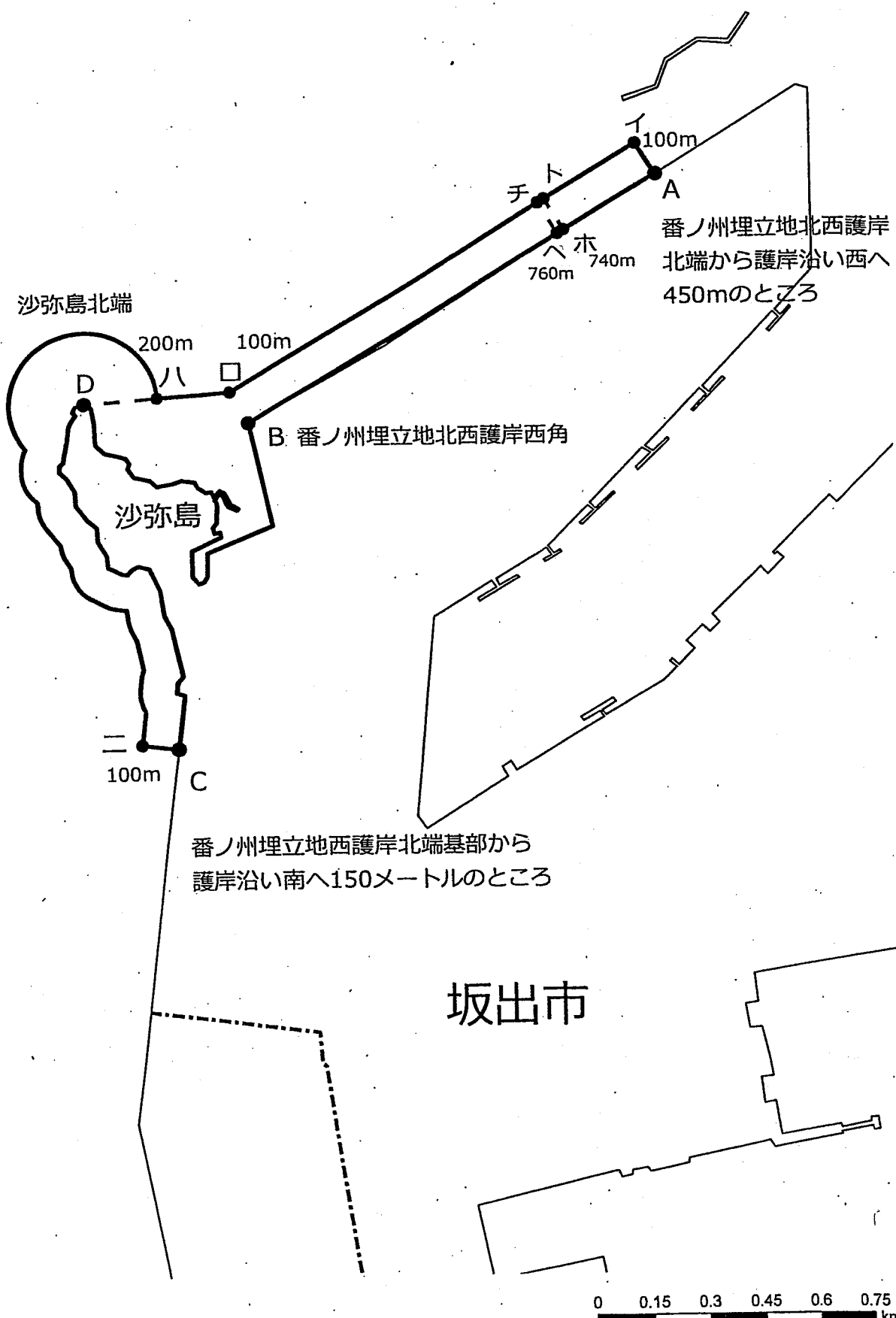
漁業の種類	漁業時期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和5年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石



計画番号 共第166号 (わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市三ツ子島・北備讃瀬戸大橋4A地先

イ 漁場の区域 三ツ子島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域及び北備讃瀬戸大橋4A周囲から沖出し100メートル以内の区域。ただし、瀬戸大橋橋脚部分を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種共同漁業

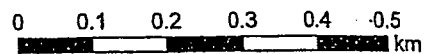
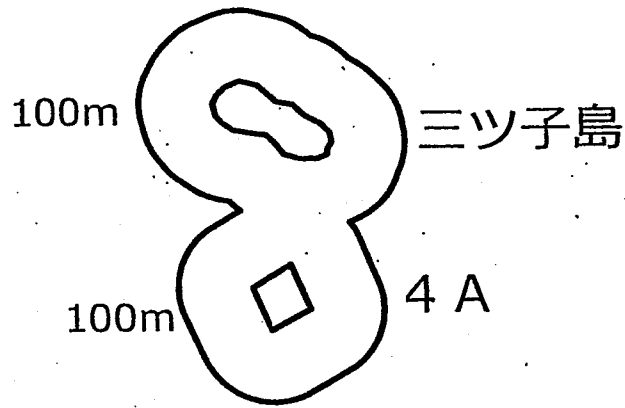
漁業の種類	漁業時期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和5年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石



計画番号 共第167号 (わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市小与島地先

イ 漁場の区域 小与島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種共同漁業

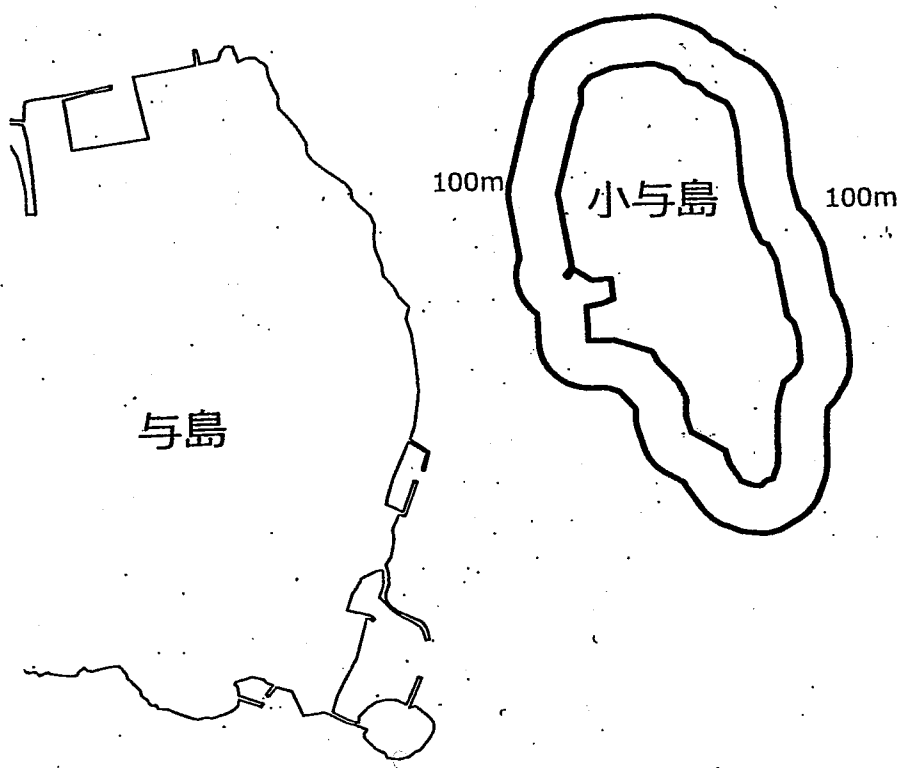
漁業の種類	漁業時期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和5年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石



計画番号 共第168号 (わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市与島・鍋島・羽佐島・メカリ石地先

イ 点の位置

基点A メカリ石 (北緯34度23分57.00秒、東経133度48分51.24秒)

// B 与島港浦城第2号防波堤突端

ウ 漁場の区域 与島・鍋島・羽佐島・大ソワイ・小ソワイ周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域、Aを中心に半径100メートル以内の区域並びにBを中心に半径250メートル以内の区域。ただし、瀬戸大橋橋脚部分を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種共同漁業

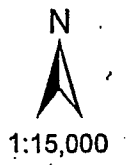
漁業の種類	漁業時期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和5年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石



岩黒島

小ソワイ



100m

A メカリ石



100m

大ソワイ

羽佐島

100m

与島

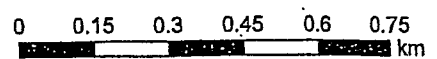
100m

小与島

250m

B 浦城第2号防波堤
突端

100m



計画番号 共第169号 (わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市岩黒地先

イ 点の位置

基点A 岩黒島東端

〃 B 白岳の鼻

ウ 漁場の区域 岩黒島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域、Aを中心に半径200メートル以内の区域並びにBを中心に半径200メートル以内の区域。ただし、瀬戸大橋橋脚部分除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種共同漁業

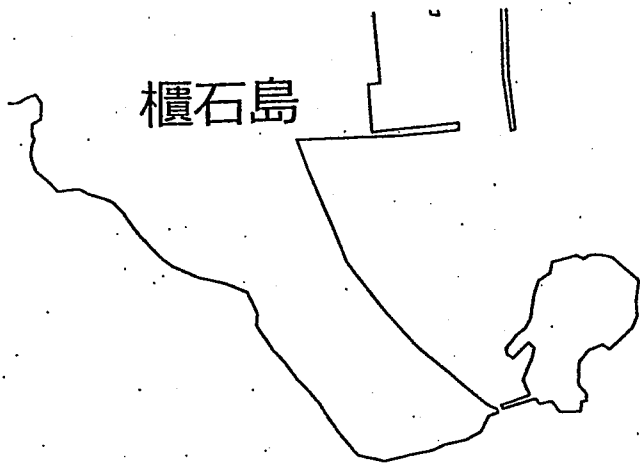
漁業の種類	漁業時期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和5年12月31日まで

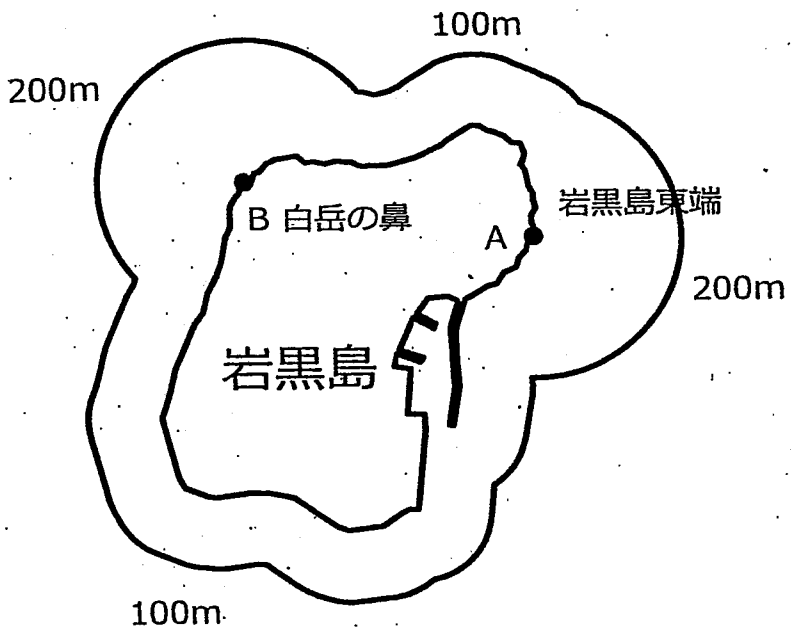
(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石



櫃石島



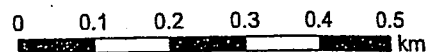
岩黒島

岩黒島東端

B 白岳の鼻

A

羽佐島



計画番号 共第170号 (わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市櫃石・歩渡島・鳴瀬地先

イ 点の位置

基点A 櫃石漁港東防波堤突端

〃 B 歩渡島北端

〃 C 鳴瀬 (北緯34度25分23.40秒、東経133度48分46.50秒)

〃 D 岡山県釜島北西端

〃 E 岡山県下津井漁港田の浦第2防波堤突端

点 イ CからD見通し線上Cから50メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

〃 ハ CからE見通し線上Cから50メートルのところ

〃 ニ CからE見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 AとBを結ぶ直線の沖出し100メートル及び櫃石島・歩渡島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域並びにイロ、ハニの2直線とCイ、Cハの2直線の北側でCを中心半径50メートル及びCロ、Cニの2直線の南側でCを中心100メートルに囲まれた区域。ただし、瀬戸大橋橋脚部分を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種共同漁業

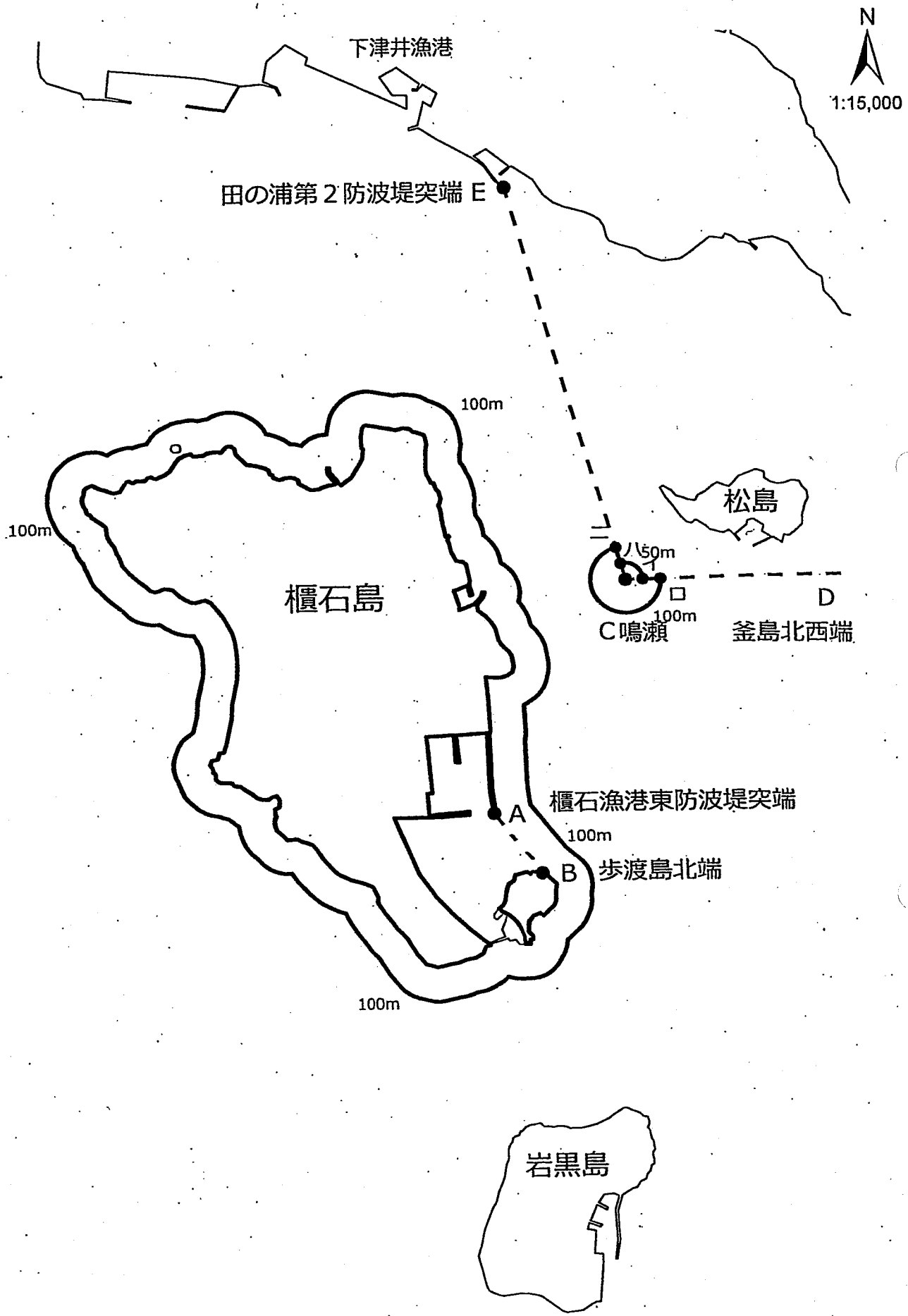
漁業の種類	漁業時期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和5年12月31日まで

(4) 条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石



計画番号 共第171号 (わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 多度津町堀江から多度津町見立に至る地先

イ 点の位置

基点A 丸亀市、多度津町境界

〃 B 丸亀市広島町波節岩灯標

〃 C 多度津町臨海土地A地区(東港町)北護岸東端から護岸沿い南へ186メートルの
ところ

〃 D 多度津町臨海土地B地区(西港町)東防波堤突端

〃 E 多度津町臨海土地B地区(西港町)北護岸西角

〃 F 多度津町臨海土地B地区(西港町)西防波堤屈折部

〃 G 海岸寺弘田川尻西防砂堤基部

〃 H 多度津町大字西白方駒止石

〃 I 多度津町、三豊市境界

〃 J 多度津町岩島高頂

〃 K 多度津町臨海土地(堀江5丁目)終末処理場北側護岸東端

〃 L 多度津町臨海土地(堀江5丁目)終末処理場北側護岸西端

〃 M 多度津町蛭子港4号護岸東端

〃 N 丸亀市広島東端

〃 O 多度津町蛭子港2号防波堤突端

〃 P 多度津町蛭子港1号防波堤突端

〃 Q 多度津町臨海土地A地区(東港町)北護岸東端

点 イ AからB見通し線上Aから25メートルのところ

〃 ロ Cから護岸と直角に沖出し25メートルのところ

〃 ハ IからJ見通し線上Iから200メートルのところ

〃 ニ KからL見通し延長線上Kから150メートルのところ

〃 ホ 多度津町臨海土地(堀江5丁目)終末処理場西側護岸と平行にニから南へ284
メートルのところ

〃 へ MからN見通し線上Mから150メートルのところ

〃 ト DからQ見通し線上Dから25メートルのところ

〃 チ Eから護岸と直角に沖出し25メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAC間沖出し25メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、Dト、Eチの2直線とDE間沖出し25メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、FH、Iハの2直線とGI間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、弘田川尻にあつては海岸寺橋下流端までとする。なお、Lニ、ニホ、ホへ、へMの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びOからP見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種共同漁業

漁業の種類	漁業時期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

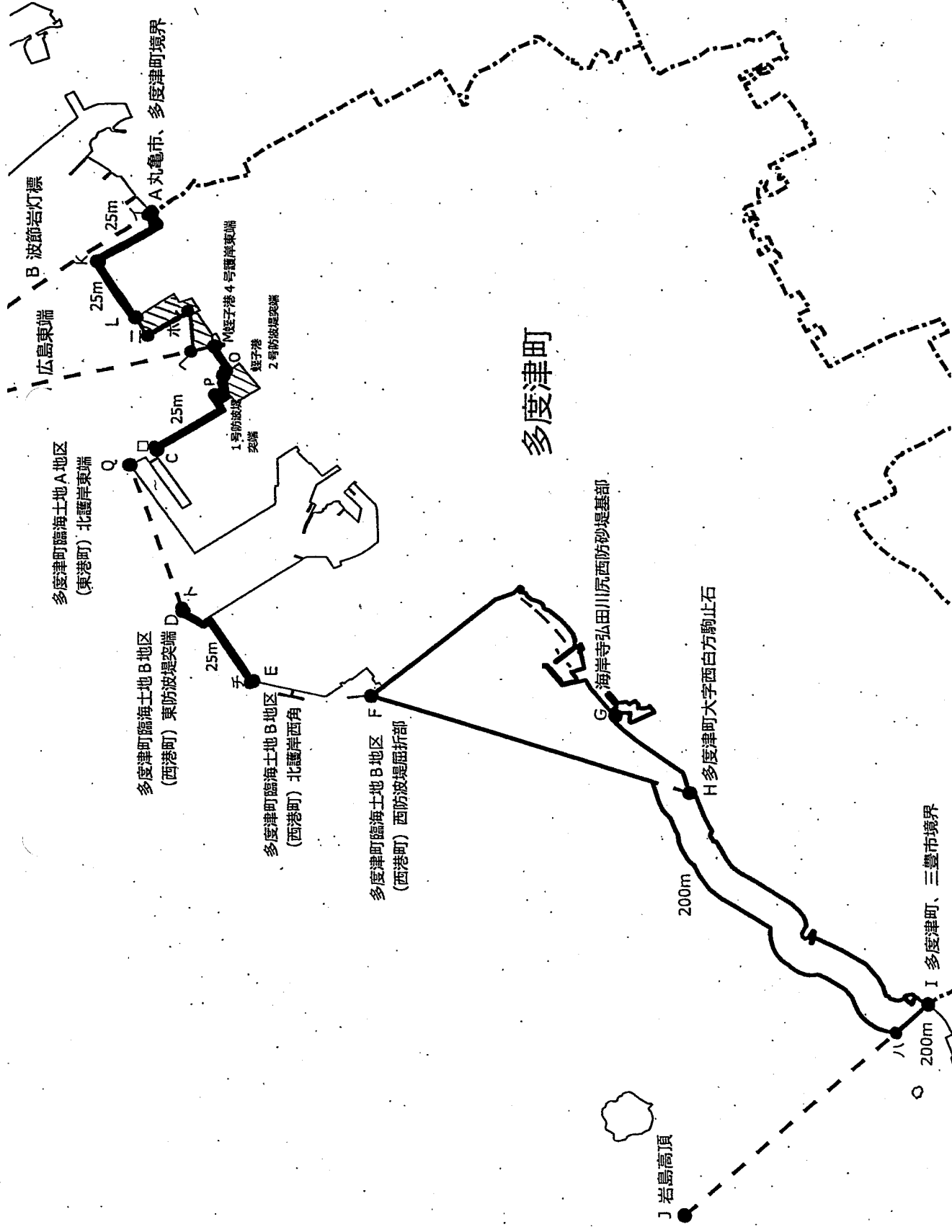
(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和5年12月31日まで

(4) 条件

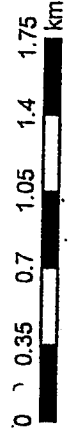
河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 関係地区 仲多度郡多度津町（多度津町・白方漁業協同組合の地区に限る。）

1:35,000



多度津町



計画番号 区第83号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄長浜沖地先

イ 点の位置

基点A 大串崎

〃 B イモクイ

〃 C 二本木鼻

〃 D 新開漁港防波堤突端

〃 E 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北西角から護岸沿い東へ33メートルのところ

〃 F 小串崎北端

〃 G 高松市牟礼港赤灯台

〃 H 高松市牟礼町五剣山頂北の谷

〃 I 高松市庵治町太鼓鼻から海岸沿い北へ200メートルのところ

〃 J 高松市庵治町竹居鼻

〃 K 土庄町高見山高頂 (153メートル)

〃 L 土庄町大余島東端

〃 M 小豆島町沖ノ鼻

〃 N 長ぞわい南端

点 イ NからJ見通し線とDからL見通し線との交差点

〃 ロ BからG見通し線とDからL見通し線との交差点

〃 ハ BからG見通し線とEからK見通し線との交差点

〃 ニ Cからホ見通し線とEからK見通し線との交差点

〃 ホ FからK見通し線上Fから150メートルのところ

〃 へ FからK見通し線とAからH見通し線との交差点

〃 ト イからI見通し線とへからM見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トイの7直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の種類	漁業時期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和3年10月11日から令和5年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

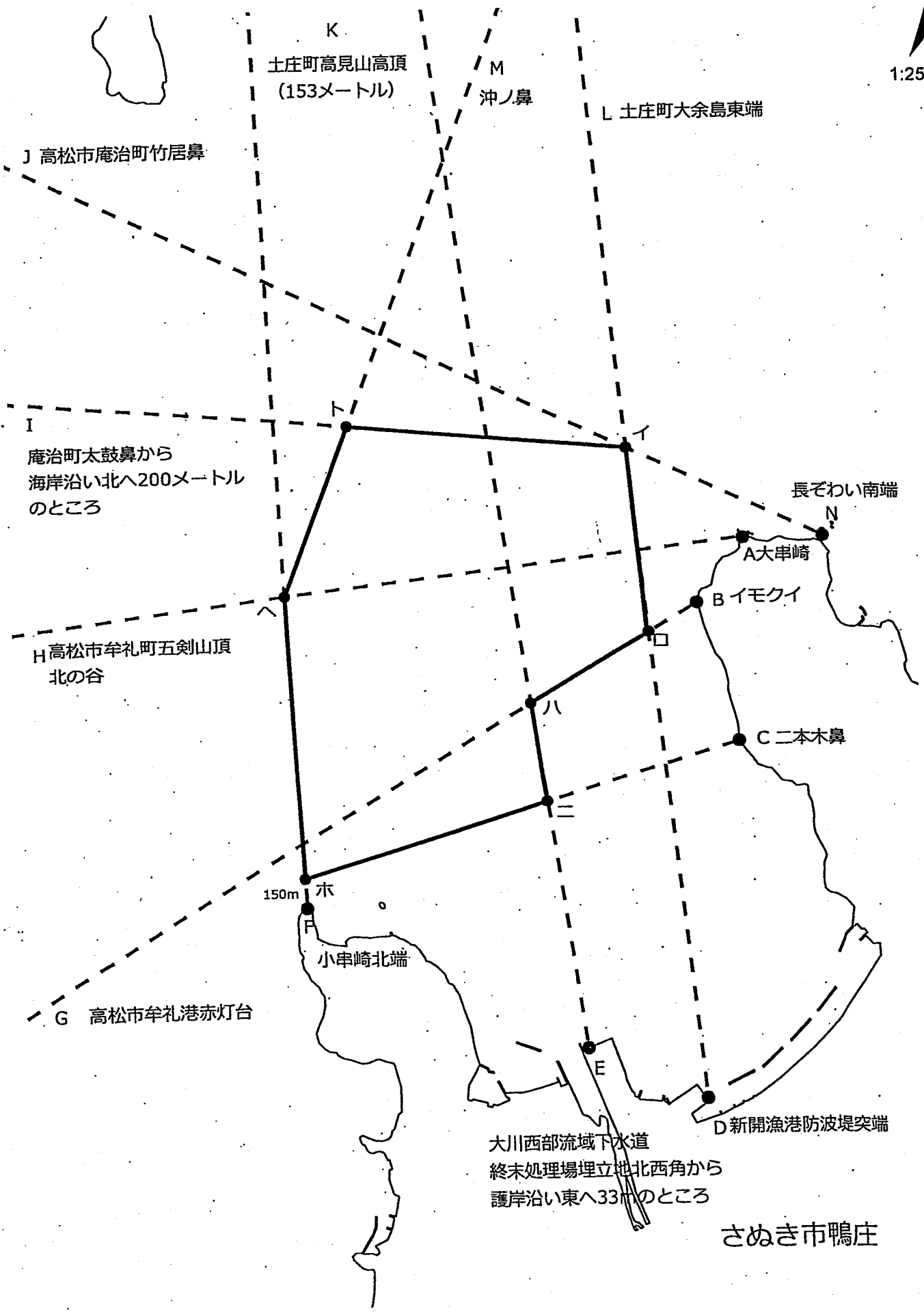
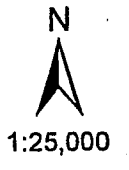
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市鴨庄



J 高松市庵治町竹居鼻

K 土庄町高見山高頂
(153メートル)

M 沖ノ鼻

L 土庄町大余島東端

I 庵治町太鼓鼻から
海岸沿い北へ200メートル
のところ

長ぞわい南端

A 大串崎

B イモクイ

H 高松市牟礼町五剣山頂
北の谷

C 二本木鼻

150m

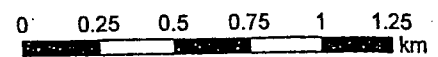
F 小串崎北端

G 高松市牟礼港赤灯台

大川西部流域下水道
終末処理場埋立地北西角から
護岸沿い東へ33mのところ

D 新開漁港防波堤突端

さぬき市鴨庄



計画番号 区第84号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄長浜地先

イ 点の位置

基点A 二本木ガラモ鼻

// B さぬき市潮干狩り場中央離岸堤南端

// C 大井峠

// D 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北東端

// E 白方大水門東端

// F 白方漁港南防波堤突端

// G 白方漁港北防波堤突端

// H 立石から海岸沿い北へ30メートルのところ

// I さぬき市小串崎北端

// J 土庄町戸形崎

// K 土庄町大深山高頂 (227メートル)

点 イ AからI見通し線とCからK見通し線との交差点

// ロ BからH見通し線とCからK見通し線との交差点

// ハ BからH見通し線とDからJ見通し線との交差点

// ニ AからI見通し線とDからJ見通し線との交差点

// ホ イからC見通し線上イから150メートルのところ

// ヘ ニからD見通し線上ニから350メートルのところ

// ト Eから鴨部川左岸と直角に東への延長線と鴨部川右岸との交差点

ウ 漁場の区域 ホロ、ロハ、ハD、トE、FG、Hハ、ハヘ、ヘホの8直線とDト、EF、G
H間最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の種類	漁業時期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和3年10月1日から令和5年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

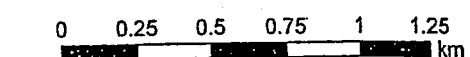
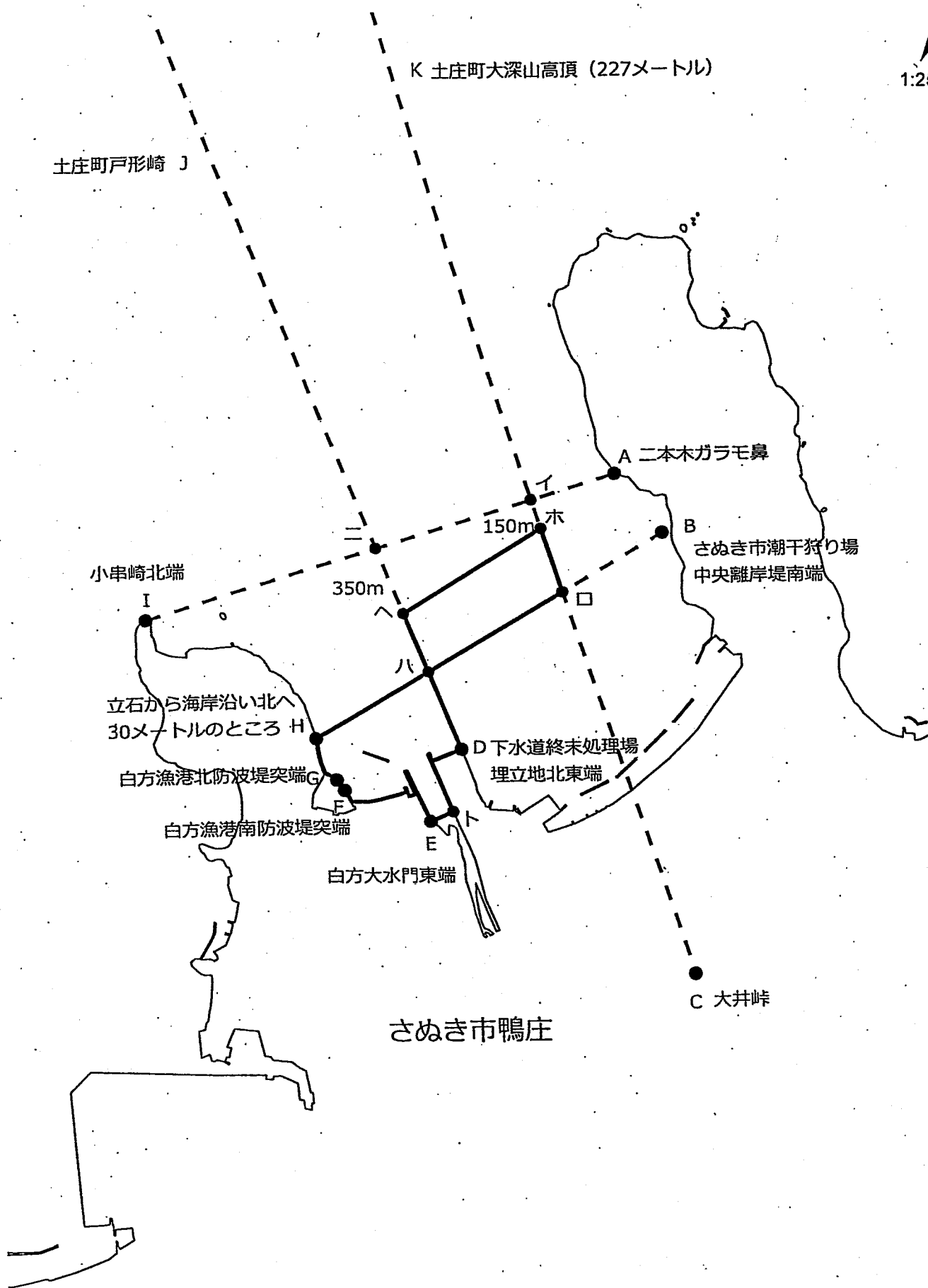
エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市鴨庄



K 土庄町大深山高頂 (227メートル)

土庄町戸形崎 J



計画番号 区第877号(ぶり類、まだい、雑魚)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄長浜沖地先

イ 点の位置

基点A 旧真珠島養魚場の南東防波堤基部

〃 B 高松市牟礼港赤灯台

〃 C 土庄町大深山高頂(227メートル)

〃 D 土庄町高見山高頂(153メートル)

〃 E イモクイ

〃 F 二本木ガラモ鼻

〃 G 大井峠

〃 H 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北西角から護岸沿い東へ33メートルのところ

点 イ AからF見通し線とHからD見通し線との交差点

〃 ロ BからE見通し線とHからD見通し線との交差点

〃 ハ BからE見通し線とGからC見通し線との交差点

〃 ニ AからF見通し線とGからC見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の種類	漁業時期
魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	4月1日から翌年1月31日まで

(3) 存続期間 令和3年10月11日から令和5年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

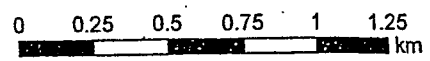
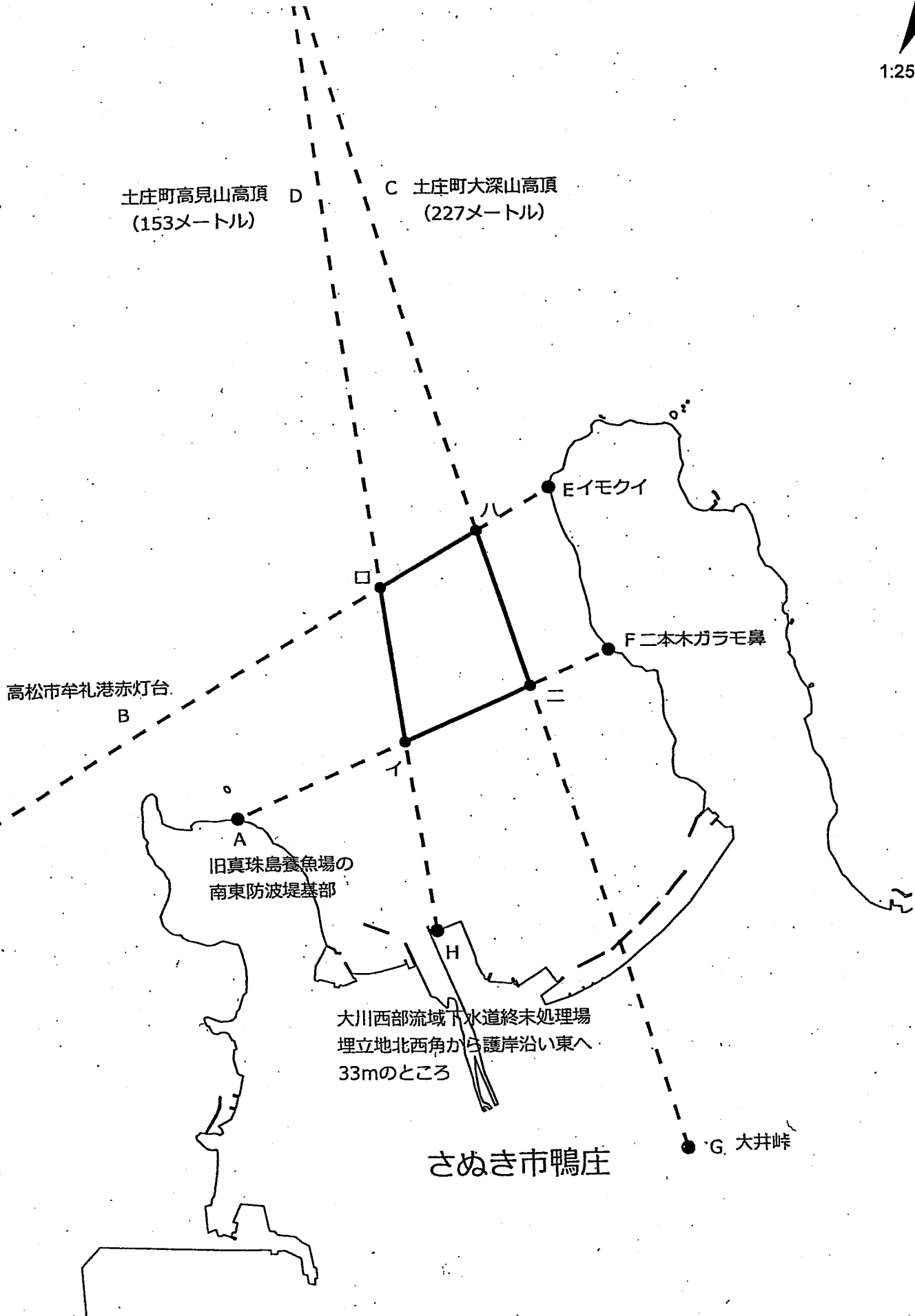
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 さぬき市鴨庄



計画番号 区第225号(わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市瀬居町中鼻地先

イ 点の位置

基点A 東浦漁港本浦北部防波堤突端から基部へ90メートルのところ

// B 峰池西側山頂(227メートル)

// C 中鼻

// D 馬返し鼻

// E 東浦漁港竹浦1号防波堤中央角

点 イ AからB見通し線上Aから130メートルのところ

// ロ CからD見通し線上Cから130メートルのところ

// ハ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハEの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の種類	漁業時期
わかめ養殖業	11月16日から翌年5月15日まで

(3) 存続期間 令和3年11月16日から令和5年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

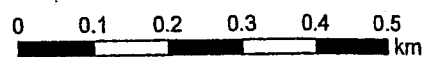
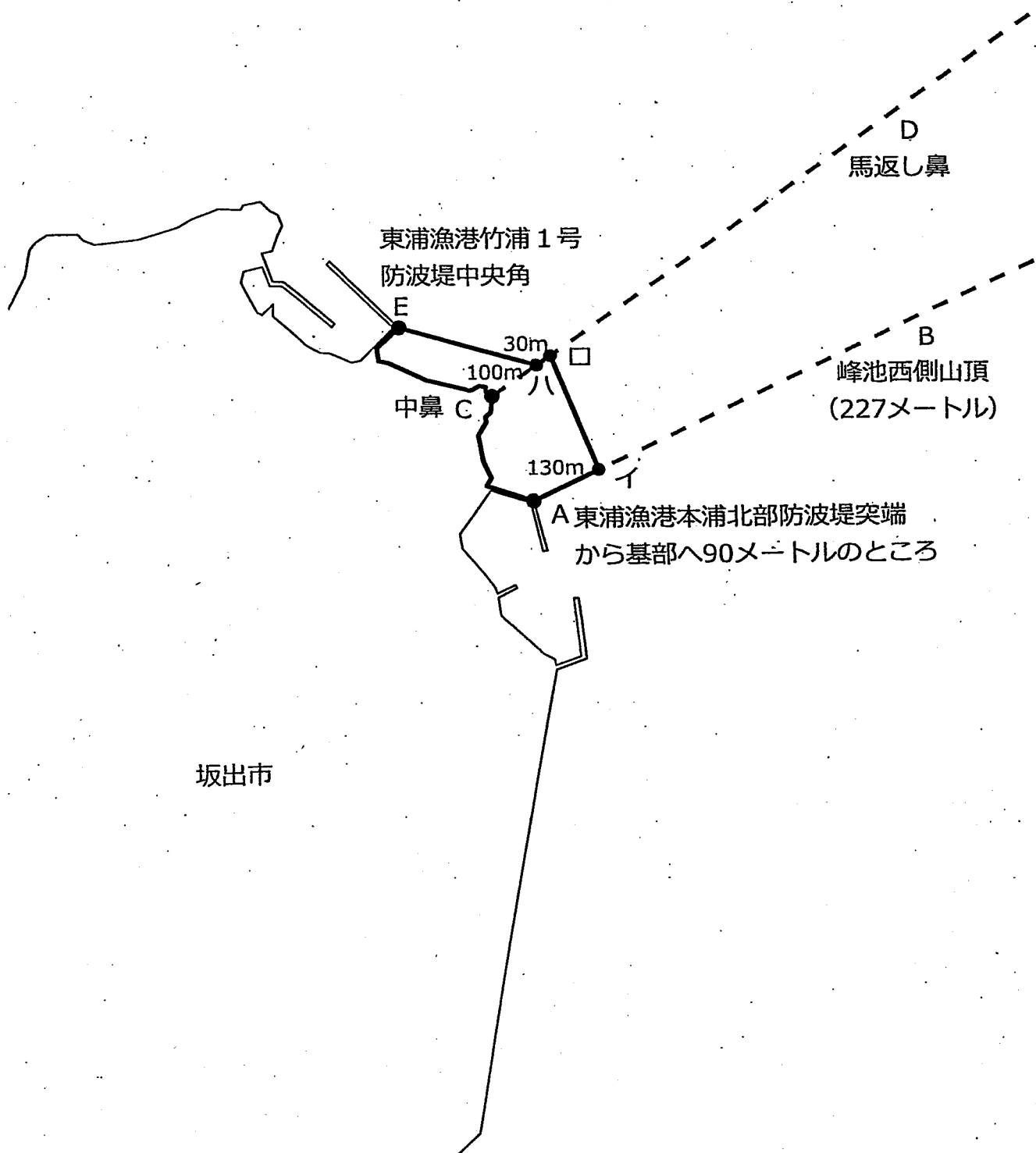
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石



計画番号 区第226号(わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市瀬居町北浦地先

イ 点の位置

基点A 平石

〃 B 小瀬居島南端

〃 C トビの巣鼻北端

〃 D 小瀬居島西端

〃 E 北浦大石

〃 F 室木島東端

点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから50メートルのところ

〃 ハ EからF見通し線上Eから50メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハEの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の種類	漁業時期
わかめ養殖業	11月16日から翌年5月15日まで

(3) 存続期間 令和3年11月16日から令和5年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

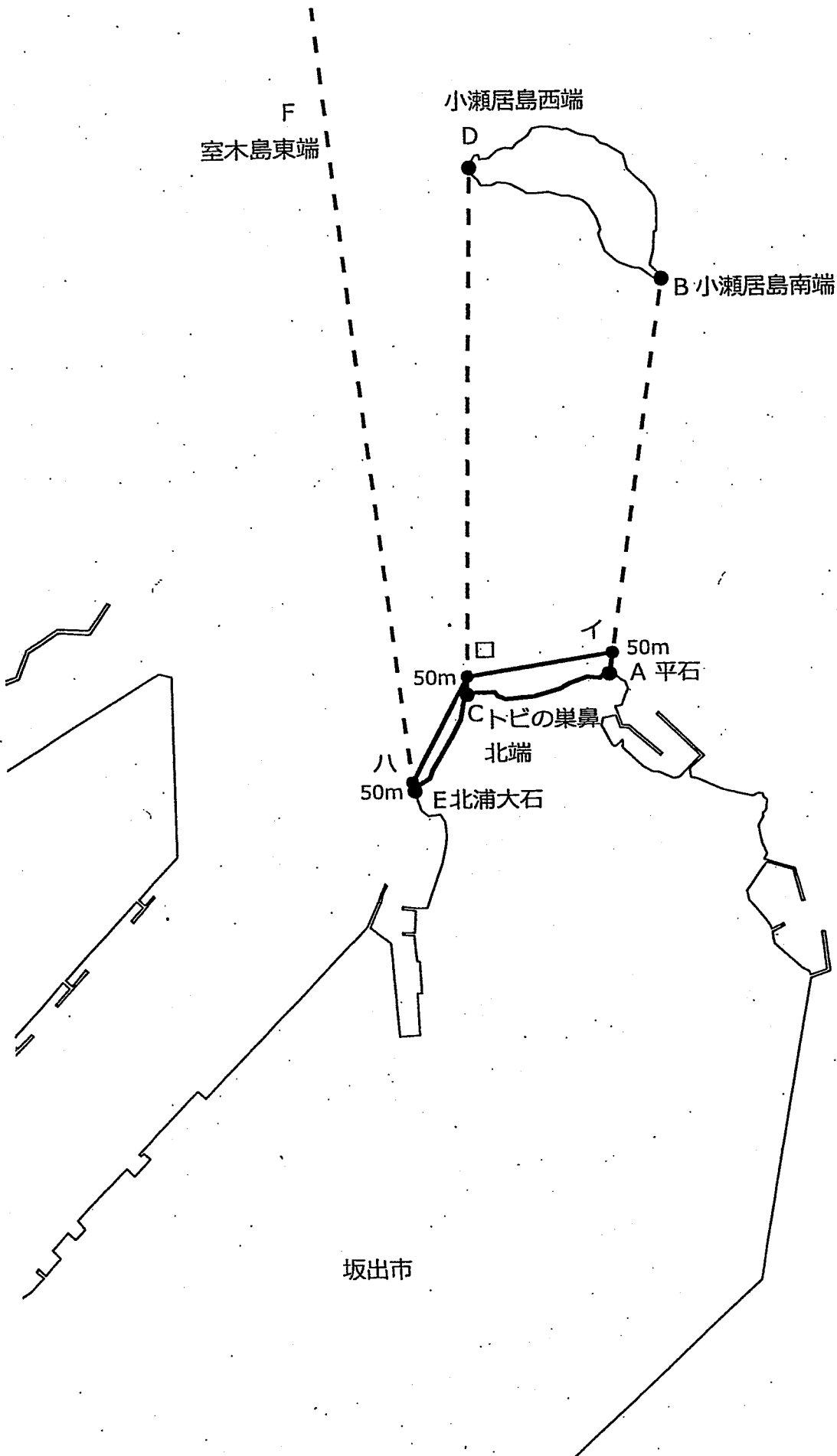
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石



計画番号 区第227号(わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市櫃石漁港地先

イ 点の位置

基点A 櫃石漁港東防波堤基部

〃 B 櫃石漁港東防波堤突端から基部へ150メートルのところ

〃 C 岡山県釜島高頂

〃 D 岡山県釜島北西端

点 イ AからD見通し線上Aから20メートルのところ

〃 ロ AからD見通し線上Aから70メートルのところ

〃 ハ BからC見通し線上Bから70メートルのところ

〃 ニ BからC見通し線上Bから20メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の種類	漁業時期
わかめ養殖業	11月16日から翌年5月15日まで

(3) 存続期間 令和3年11月16日から令和5年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石



櫃石島

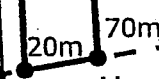
岡山県釜島北西端

D

櫃石漁港東防波堤基部

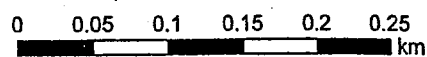
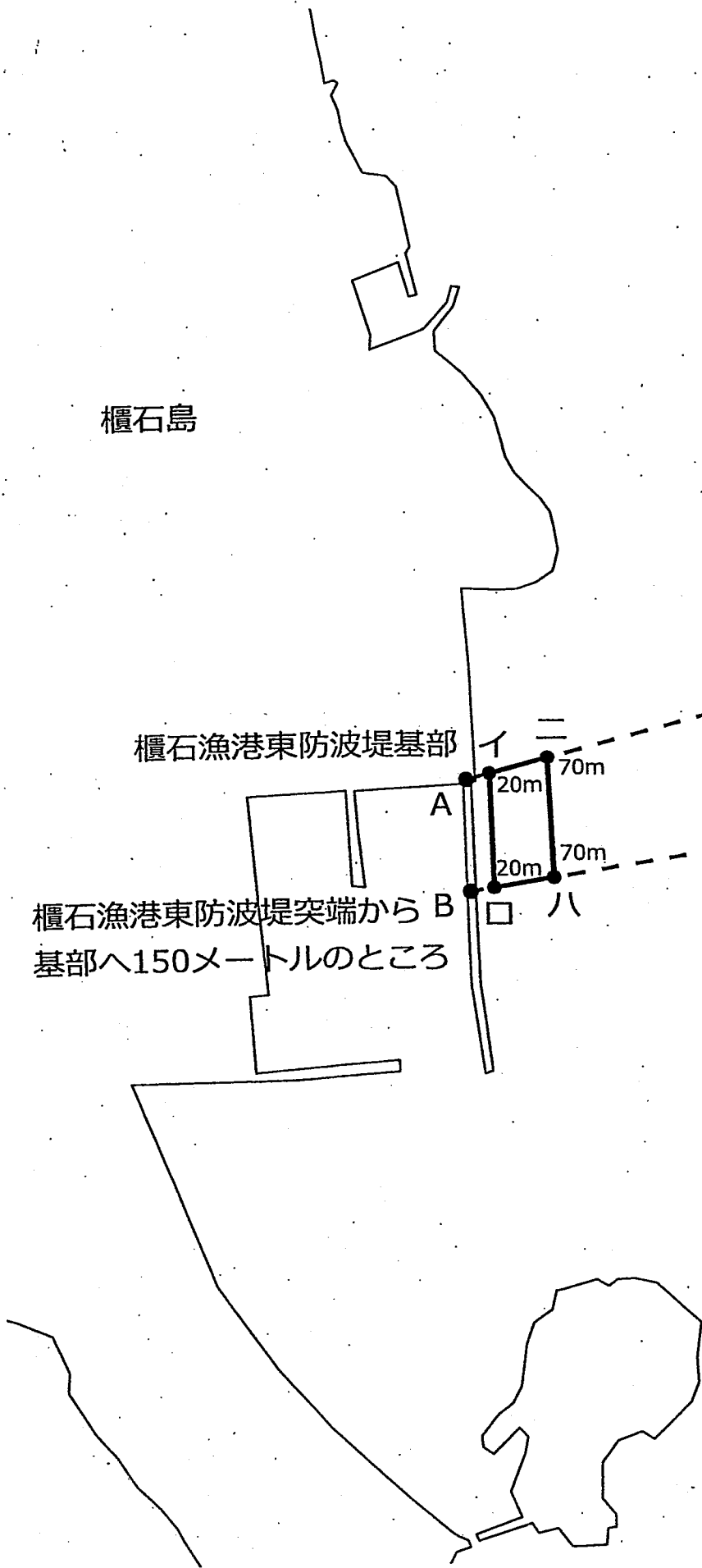
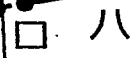


A



C 岡山県釜島高頂

櫃石漁港東防波堤突端から B
基部へ150メートルのところ



計画番号 区第517号(かき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町蒲生地先

イ 点の位置

基点A 清水谷1号護岸南西角

〃 B 西風呂沖離岸堤北角

〃 C 旧孔雀園の鼻

点 イ AからB見通し線上Aから80メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イCの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の種類	漁業時期
かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和3年10月1日から令和5年12月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

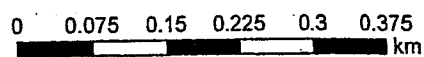
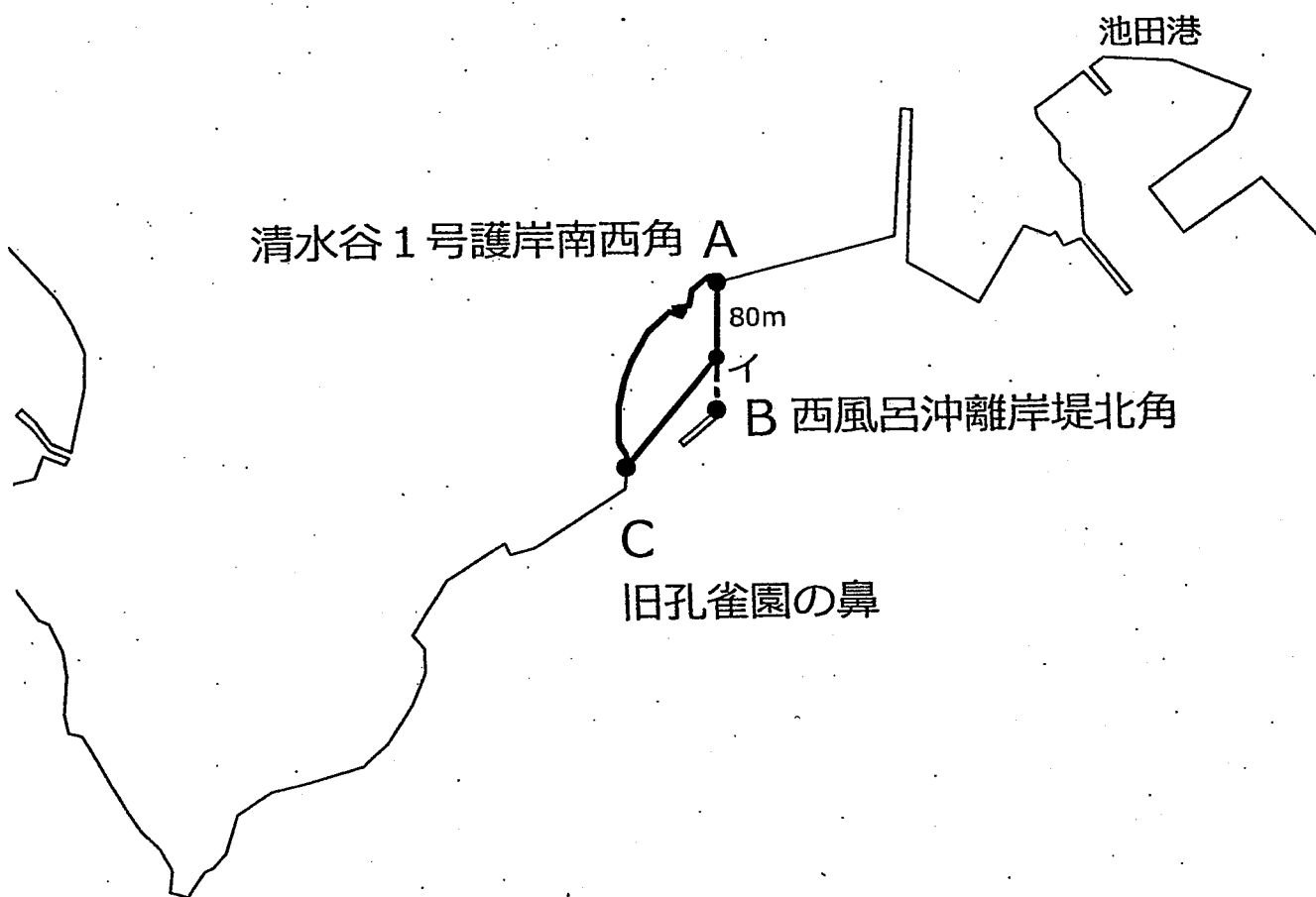
ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡小豆島町蒲生



小豆島町



事務手続きスケジュールの予定

(1) 海区漁場計画の作成

- ① →R3.1 : 海区漁場計画の要望
- ② →R3.2 : 漁場現地調査
- ③ →R3.5 中旬 : 土木関係課への協議、関係機関との調整
- ④ →R3.6.4 : 海区漁業調整委員会（事前協議）
- ⑤ →R3.6.4～7.5 : 海区漁場計画案を Web で公表、利害関係者から意見聴取
- ⑥ →R3.7.6 : 意見に対する検討・結果公表
- ⑦ →R3.7.28 : 海区漁業調整委員会へ「海区漁場計画案」の諮問
- ⑧、⑨ →R3.8 下旬 : 公聴会、海区漁業調整委員会 ⇒ 知事へ答申
- ⑩ →R3.8 下旬 : 公示 (Web)、通知 ⇒ 免許申請期間の設定
(9月中旬)

(2) 漁業の免許及び漁業権行使規則の認可

- ① →R3.9 中旬 : 免許申請
漁業権行使規則の認可申請
- ② →R3.9 月下旬 : 海区漁業調整委員会へ「免許の適格性」の諮問
- ③ →R3.9 月下旬 : 海区漁業調整委員会 ⇒ 知事へ答申
- ④、⑤ →R3.10.1 10.11 : 免許状交付・行使規則認可
11.1 11.16 県報告示、通知

